

第7号様式(第5条関係)



令和 8年 4月30日

(あて先) 浜松市議会議長

報告者 会 派 名 浜松市議会 創造浜松・国民民主党浜松
代表者氏名 会長 森田 賢児

政務活動費取支報告書

浜松市議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定により別紙のとおり令和7年度4月～3月分政務活動費の取支報告をいたします。

別紙

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松

令和 7 年度

1 収 入

政務活動費 **9,004,095 円** (ただし、預金利息 4,095 円を含む)

2 支 出

(ただし、返還金 円を含む)

項 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	1,276,973	先進地調査及び現地調査経費(交通費、宿泊費) 市内近接地旅費等
研 修 費	7,622	市内近接地旅費等
広 報 費	3,516,760	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広 聴 費	4,662	市内・近接地旅費等
要請・陳情活動費	0	市内・近接地旅費等
会 議 費	22,200	市内・近接地旅費等
資 料 作 成 費	218,563	調査研究活動資料作成経費(印刷製本代)
資 料 購 入 費	154,920	資料等購入経費
人 件 費	3,743,014	会派雇用職員雇用経費(給料、手当、社会保険料、労働保険料、検診代等)
事 務 所 費	131,216	会派控室管理経費等
合 計	9,075,930	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額

△ 71,835 円

別紙

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松

令和 7 年度（前期）

1 収 入

政務活動費 **4,502,213 円** （ただし、預金利息 2,213 円を含む）

2 支 出

項 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	936,628	先進地調査及び現地調査経費（交通費、宿泊費）市内近接地旅費等
研 修 費	6,142	市内近接地旅費等
広 報 費	1,792,916	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広 聴 費	0	市内・近接地旅費等
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	市内・近接地旅費等
会 議 費	4,440	市内・近接地旅費等
資 料 作 成 費	64,044	調査研究活動資料作成経費（印刷製本代）
資 料 購 入 費	83,800	資料等購入経費
人 件 費	1,804,869	会派雇用職員雇用経費（給料、手当、社会保険料、労働保険料、検診代等）
事 務 所 費	75,707	会派控室管理経費等
合 計	4,768,546	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 **△ 266,333 円**

別紙

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松

令和 7 年度（後期）

1 収 入

政務活動費 **4,235,549 円** (ただし、預金利息4,095 円を含む)

(内訳)

政務活動費 (前期からの繰越分) **△ 266,333 円** (ただし、預金利息2,213 円を含む)

政務活動費 (後期分) **4,501,882 円** (ただし、預金利息1,882 円を含む)

2 支 出

項 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	✓ 340,345	先進地調査及び現地調査経費（交通費、宿泊費）市内近接地旅費等
研 修 費	✓ 1,480	市内近接地旅費等
広 報 費	✓ 1,723,844	会派だより製作費、郵送費、折込費等
広 聴 費	✓ 4,662	市内・近接地旅費等
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	✓ 0	市内・近接地旅費等
会 議 費	✓ 17,760	市内・近接地旅費等
資 料 作 成 費	✓ 154,519	調査研究活動資料作成経費（印刷製本代）
資 料 購 入 費	✓ 71,120	資料等購入経費
人 件 費	✓ 1,938,145	会派雇用職員雇用経費（給料、手当、社会保険料、労働保険料、検診代等）
事 務 所 費	✓ 55,509	会派控室管理経費等
合 計	4,307,384	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 **△ 71,835 円**

政務活動費

《領収書等添付欄》

36189

普通預金利息決算のお知らせ

浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松
会長 森田 賢児 様

7年 9月 14日

トワックお引立てにおおきかり感をおた申し上げます。
さて、本日貴方様の口座の決算を致しましたところ、預金利息
がゼロとなりましてしたのでお知らせ申し上げます。
今後とも一層ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

ご連絡欄

借 債 番 号	7年 3月 9日より 7年 9月 13日まで
計 算 期 間	
預 金 利 息	2,776 円
税 金	563 円
国 税	425 円
地 方 税	138 円

個人情報保護のため、番号の一部を非表示にしています。

浜松いわた信用金庫

30180

普通預金利息決算のお知らせ

浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松
会長 森田 賢児 様

8 年 3 月 15 日

いつもお引立てにお礼申し上げます。
さて、本日貴方様の口座の決算を致しましたところ、預金利息
が右のとおりとなりましたのでお知らせ申し上げます。
今後とも一層ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

二 運 送 権

口座番号	号	■
計	期 間	7年 9月 14日より 8年 3月 14日まで
預	金 利 息	2,361 円
税 金		479 円
国	税	361 円
地	方 税	118 円

個人情報保護のため、番号の一部を非表示にしています。



浜松いわた信用金庫

令和7年5月1日に会派名が変更されました。
それに伴い、令和7年度政務活動費の前期報告書については、
請求書及び領収書の会派名が、
「浜松市議会 創造浜松」と「浜松市議会 創造浜松・国民民主党浜松」が
混在しています。
ご了承ください。

浜松市議会 創造浜松・国民民主党浜松

令和7年度 政務活動費(金銭出納帳)前期分

月	日	費目	摘要	収入金額	支払金額	差引残高
4	1	政務活動費	議員政務活動費	4,500,000		4,500,000
	16	事務所費	コピー用紙他		10,879	4,489,121
	18	人件費	会派雇用職員給料(4月分)		180,800	4,308,321
	21	資料購入費	新聞代		11,400	4,296,921
	24	調査研究費	5/8~9神戸、北九州視察旅費		228,250	4,068,671
	24	調査研究費	5/8~9神戸、北九州視察宿泊費		74,000	3,994,671
	24	調査研究費	5/8~10神戸、北九州視察日当		15,000	3,979,671
5	1	資料作成費	コピー代(4月分)		7,272	3,972,399
	7	調査研究費	市内及び近接地旅費(4月分)		18,648	3,953,751
	13	事務所費	角印、横版(会派名変更)		11,709	3,942,042
	20	人件費	会派雇用職員給料(5月分)		180,800	3,761,242
	21	資料購入費	新聞代		11,400	3,749,842
	26	事務所費	インターネット使用料(4月分)浜松ケーブル		5,500	3,744,342
	27	調査研究費	市内及び近接地旅費(4月分)		6,216	3,738,126
	27	研修費	市内及び近接地旅費(4月分)		1,480	3,736,646
	27	会議費	市内及び近接地旅費(4月分)		1,480	3,735,166
6	2	人件費	会派雇用職員社会保険料(4月分)		56,920	3,678,246
	4	資料作成費	コピー代(5月分)		7,429	3,670,817
	4	調査研究費	市内及び近接地旅費(5月分)		17,316	3,653,501
	9	事務所費	コピー機年間リース代(R7.6~R8.3分)		21,670	3,631,831
	16	人件費	労働保険料		53,462	3,578,369
	18	調査研究費	市内及び近接地旅費(5月分)		11,174	3,567,195
	18	研修費	市内及び近接地旅費(5月分)		1,480	3,565,715
	18	会議費	市内及び近接地旅費(5月分)		1,480	3,564,235
	20	人件費	会派雇用職員給料(6月分)		180,800	3,383,435
	23	資料購入費	新聞代		11,400	3,372,035
	26	事務所費	インターネット使用料(5月分)浜松ケーブル		5,500	3,366,535
	30	人件費	会派雇用職員社会保険料(5月分)		56,920	3,309,615
	30	人件費	会派雇用職員賞与		286,382	3,023,233
7	2	資料作成費	コピー代(6月分)		16,337	3,006,896
	4	調査研究費	市内及び近接地旅費(6月分)		17,205	2,989,691
	15	調査研究費	市内及び近接地旅費(6月分)		4,662	2,985,029
	15	研修費	市内及び近接地旅費(6月分)		3,182	2,981,847
	15	会議費	市内及び近接地旅費(6月分)		1,480	2,980,367
	18	事務所費	紙ひも、インデックス等		3,949	2,976,418
	18	人件費	会派雇用職員給料(7月分)		180,800	2,795,618
	22	資料購入費	新聞代		11,400	2,784,218
	28	事務所費	インターネット使用料(6月分)浜松ケーブル		5,500	2,778,718
	31	人件費	会派雇用職員社会保険料(6月分)		56,920	2,721,798
8	1	資料作成費	コピー代(7月分)		15,757	2,706,041
	7	調査研究費	市内及び近接地旅費(7月分)		12,543	2,693,498
	7	調査研究費	8/25~27世田谷、仙台、大館視察旅費		293,250	2,400,248
	7	調査研究費	8/25~27世田谷、仙台、大館視察宿泊費		148,000	2,252,248
	7	調査研究費	8/25~27世田谷、仙台、大館視察日当		22,500	2,229,748
	7	調査研究費	8/25~27世田谷、仙台、大館視察視察料(世田谷)		16,500	2,213,248
	12	広報費	創造浜松だより印刷代		795,672	1,417,576
	12	広報費	創造浜松だより印刷代振込手数料		220	1,417,356
	20	調査研究費	8/25~27世田谷、仙台、大館視察手土産代		6,732	1,410,624
	20	調査研究費	8/25~27世田谷、仙台、大館視察視察料(大館)		15,000	1,395,624
	20	調査研究費	8/25~27世田谷、仙台、大館視察視察料(大館)振込手数料		550	1,395,074
	20	人件費	会派雇用職員給料(8月分)		180,800	1,214,274
	21	広報費	創造浜松だよりポスティング代		73,645	1,140,629

	21	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		／ 220 /	1,140,409
	22	資料購入費	新聞代		／ 11,400 /	1,129,009
	22	広報費	創造浜松だより郵送代		／ 250,898 /	878,113
	26	事務所費	インターネット使用料(7月分)浜松ケーブル		／ 5,500 /	872,613
9	1	人件費	会派雇用職員社会保険料(7月分)		／ 152,545 /	720,068
	2	資料作成費	コピー代(8月分)		／ 7,527 /	712,541
	3	広報費	創造浜松だより印刷折込代		／ 441,533 /	271,008
	3	広報費	創造浜松だより印刷折込代振込手数料		／ 550 /	270,458
	9	調査研究費	市内及び近接地旅費(8月分)		／ 15,318 /	255,140
	14	利息	決算利息	／ 2,213		257,353
	19	人件費	会派雇用職員給料(9月分)		／ 180,800 /	76,553
	22	資料購入費	新聞代		／ 11,400 /	65,153
	25	資料購入費	教育新聞1年間購読料(内、R7.9～R8.3分)		／ 15,400 /	49,753
	26	事務所費	インターネット使用料(8月分)浜松ケーブル		／ 5,500 /	44,253
	30	人件費	会派雇用職員社会保険料(8月分)		／ 56,920 /	-12,667
10	6	調査研究費	市内及び近接地旅費(9月分)		／ 13,764 /	-26,431
	6	資料作成費	コピー代(9月分)		／ 9,722 /	-36,153
	6	広報費	創造浜松だよりポスティング代		／ 229,960 /	-266,113
	6	広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		／ 220 /	-266,333

令和7年度 政務活動費(金銭出納帳)後期分

月	日	費目	摘要	収入金額	支払金額	差引残高
10	1	政務活動費	議員政務活動費	4,500,000		
			前期不足額		286,333	4,233,667
	15	調査研究費	市内及び近接地旅費(8月分)		4,440	4,229,227
		研修費	市内及び近接地旅費(8月分)		1,480	4,227,747
		広聴費	市内及び近接地旅費(8月分)		4,662	4,223,085
		調査研究費	市内及び近接地旅費(9月分)		10,582	4,212,503
		会議費	市内及び近接地旅費(9月分)		2,960	4,209,543
	16	事務所費	コピー用紙		12,859	4,196,684
	20	人件費	会派雇用職員給料(10月分)		176,241	4,020,443
	21	資料購入費	新聞代		11,400	4,009,043
	23	資料作成費	封筒印刷代		80,300	3,928,743
		資料作成費	封筒印刷代振込手数料		220	3,928,523
	27	事務所費	インターネット使用料(9月分)浜松ケーブル		5,500	3,923,023
	31	人件費	会派雇用職員社会保険料(9月分)		66,110	3,856,913
11	5	資料作成費	コピー代(10月分)		19,512	3,837,401
	6	調査研究費	市内及び近接地旅費(10月分)		11,618	3,825,783
		会議費	市内及び近接地旅費(10月分)		2,960	3,822,823
	12	調査研究費	市内及び近接地旅費(10月分)		19,314	3,803,509
	20	人件費	会派雇用職員給料(11月分)		176,241	3,627,268
	21	資料購入費	新聞代		11,400	3,615,868
	26	事務所費	インターネット使用料(10月分)浜松ケーブル		5,500	3,610,368
12	1	人件費	会派雇用職員社会保険料(10月分)		66,110	3,544,258
		事務所費	令和8年議員手帳3冊		3,600	3,540,658
		事務所費	令和8年議員手帳振込手数料		550	3,540,108
		資料作成費	コピー代(11月分)		8,072	3,532,036
	10	人件費	会派雇用職員賞与		302,589	3,229,447
	18	人件費	会派雇用職員給料(12月分)		176,241	3,053,206
	19	調査研究費	市内及び近接地旅費(11月分)		12,247	3,040,959
	22	資料購入費	新聞代		12,080	3,028,879
	26	事務所費	インターネット使用料(11月分)浜松ケーブル		5,500	3,023,379
		調査研究費	市内及び近接地旅費(11月分)		7,400	3,015,979
		会議費	市内及び近接地旅費(11月分)		2,960	3,013,019
		調査研究費	市内及び近接地旅費(12月分)		7,400	3,005,619
		会議費	市内及び近接地旅費(12月分)		2,960	3,002,659
1	5	人件費	会派雇用職員社会保険料(11月分)		66,110	2,936,549
	6	資料作成費	コピー代(12月分)		11,633	2,924,916
	8	広報費	創造浜松だより印刷代		777,603	2,147,313
		広報費	創造浜松だより印刷代振込手数料		220	2,147,093
	16	広報費	創造浜松だより郵送代		251,404	1,895,689
	20	人件費	会派雇用職員給料(1月分)		176,241	1,719,448
	21	資料購入費	新聞代		12,080	1,707,368
	23	広報費	創造浜松だよりポスティング代		73,645	1,633,723
		広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		220	1,633,503
		調査研究費	市内及び近接地旅費(12月分)		8,362	1,625,141
		調査研究費	2/9~10会派視察交通費		137,200	1,487,941
		調査研究費	2/9~10会派視察宿泊費		74,000	1,413,941
		調査研究費	2/9~10会派視察日当		15,000	1,398,941
	26	事務所費	インターネット使用料(12月分)浜松ケーブル		5,500	1,393,441
2	2	人件費	会派雇用職員社会保険料(12月分)		173,688	1,219,753
		資料作成費	コピー代(1月分)		10,918	1,208,835
		広報費	創造浜松だより折込代		339,959	868,876
		広報費	創造浜松だより折込代振込手数料		550	868,326

	3	広報費	創造浜松だよりポスティング代		✓ 280,023	588,303
		広報費	創造浜松だよりポスティング代振込手数料		✓ 220	588,083
	5	調査研究費	市内及び近接地旅費(1月分)		✓ 14,652	573,431
	20	資料購入費	新聞代		✓ 12,080	561,351
		人件費	会派雇用職員給料(2月分)		✓ 176,241	385,110
	26	事務所費	インターネット使用料(1月分)浜松ケーブル		✓ 5,500	379,610
3	2	人件費	会派雇用職員社会保険料(1月分)		✓ 66,110	313,500
	4	資料作成費	コピー代(2月分)		✓ 11,134	302,366
	15	決算利息		✓ 1,882		304,248
	19	資料購入費	新聞代		✓ 12,080	292,168
		人件費	会派雇用職員給料(3月分)		✓ 176,164	116,004
	26	事務所費	インターネット使用料(2月分)浜松ケーブル		✓ 5,500	110,504
	30	調査研究費	市内及び近接地旅費(1月分)		✓ 6,956	103,548
		会議費	市内及び近接地旅費(1月分)		✓ 1,480	102,068
		調査研究費	市内及び近接地旅費(2月分)		✓ 4,144	97,924
		会議費	市内及び近接地旅費(2月分)		✓ 2,960	94,964
	31	人件費	会派雇用職員社会保険料(2月分)		✓ 66,110	28,854
4	1	調査研究費	市内及び近接地旅費(3月分)		✓ 7,030	21,824
		会議費	市内及び近接地旅費(3月分)		✓ 1,480	20,344
	3	資料作成費	コピー代(3月分)		✓ 12,730	7,614
	24	人件費	会派雇用職員健康診断料		✓ 7,971	-357
		人件費	会派雇用職員健康診断料振込手数料		✓ 220	-577
	27	事務所費	インターネット使用料(3月分)浜松ケーブル		✓ 5,500	-6,077
	30	人件費	会派雇用職員社会保険料(3月分)		✓ 65,758	-71,835

調 査 研 究 費

9 3 6 , 6 2 8 円

令和7年度 政務活動費(費目別内訳)前期分

調査研究費

月	日	摘 要	収入金額	支払金額	累計額	領収書No
4	24	5/8~9神戸、北九州視察旅費		✓ 228,250	228,250	1 ✓
4	24	5/8~9神戸、北九州視察宿泊費		✓ 74,000	302,250	2 ✓
4	24	5/8~10神戸、北九州視察日当		✓ 15,000	317,250	3 ✓
5	7	市内及び近接地旅費(4月分)		✓ 18,648	335,898	4 ✓
5	27	市内及び近接地旅費(4月分)		✓ 6,216	342,114	5 ✓
6	4	市内及び近接地旅費(5月分)		✓ 17,316	359,430	6 ✓
6	18	市内及び近接地旅費(5月分)		✓ 11,174	370,604	7 ✓
7	4	市内及び近接地旅費(6月分)		✓ 17,205	387,809	8 ✓
7	15	市内及び近接地旅費(6月分)		✓ 4,662	392,471	9 ✓
8	7	市内及び近接地旅費(7月分)		✓ 12,543	405,014	10 ✓
8	7	8/25~27世田谷、仙台、大館視察旅費		✓ 293,250	698,264	11 ✓
8	7	8/25~27世田谷、仙台、大館視察宿泊費		✓ 148,000	846,264	12 ✓
8	7	8/25~27世田谷、仙台、大館視察日当		✓ 22,500	868,764	13 ✓
8	7	8/25~27世田谷、仙台、大館視察視察料(世田谷)		✓ 16,500	885,264	14 ✓
8	20	8/25~27世田谷、仙台、大館視察手土産代		✓ 6,732	891,996	15 ✓
8	20	8/25~27世田谷、仙台、大館視察視察料(大館)		✓ 15,000	906,996	16 ✓
8	20	8/25~27世田谷、仙台、大館視察視察料(大館)振込手数料		✓ 550	907,546	17 ✓
9	9	市内及び近接地旅費(8月分)		✓ 15,318	922,864	18 ✓
10	6	市内及び近接地旅費(9月分)		✓ 13,764	936,628	19 ✓


調 査 研 究 費

3 4 0 , 3 4 5 円

令和7年度 政務活動費(費目別内訳)後期分 調査研究費

月	日	摘要	収入金額	支払金額	累計額	領収書No
10	15	市内及び近接地旅費(8月分)	・	✓ 4,440	4,440	1
		市内及び近接地旅費(9月分)	・	✓ 10,582	15,022	2
11	6	市内及び近接地旅費(10月分)	・	✓ 11,618	26,640	3
	12	市内及び近接地旅費(10月分)	・	✓ 19,314	45,954	4
12	19	市内及び近接地旅費(11月分)	・	✓ 12,247	58,201	5
	26	市内及び近接地旅費(11月分)	・	✓ 7,400	65,601	6
		市内及び近接地旅費(12月分)	・	✓ 7,400	73,001	7
1	23	市内及び近接地旅費(12月分)	・	✓ 8,362	81,363	8
		2/9~10会派視察交通費	・	✓ 137,200	218,563	9
		2/9~10会派視察宿泊費	・	✓ 74,000	292,563	10
		2/9~10会派視察日当	・	✓ 15,000	307,563	11
2	5	市内及び近接地旅費(1月分)	・	✓ 14,652	322,215	12
3	30	市内及び近接地旅費(1月分)	・	✓ 6,956	329,171	13
		市内及び近接地旅費(2月分)	・	✓ 4,144	333,315	14
4	1	市内及び近接地旅費(3月分)	・	✓ 7,030	340,345	15

(様式6)

旅 費 支 払 証 明 書																						
出張年月日	令和7年 5月 8日 ~ 令和7年 5月 9日																					
出張先(目的)	神戸市、北九州市																					
出張者氏名	森田賢児	太田利実保	関イチロー	湖東秀隆																		
	遠山将吾																					
旅 費 額 内 訳																						
項 目	金 額	備 考																				
交通費	228,250円	詳細は下記および別紙添付																				
日 当	15,000円	@ 1,500円×5人×2日																				
宿泊費	74,000円	@ 14,800円×5人×1泊																				
	円																					
	円																					
合 計	317,250円																					
<table border="1"><tr><td>金 額</td><td></td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>7</td><td>2</td><td>5</td><td>0</td></tr></table>					金 額		百	拾	万	千	百	拾	円				3	1	7	2	5	0
金 額		百	拾	万	千	百	拾	円														
			3	1	7	2	5	0														
上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。																						
令和7年 5月 30日																						
会 派 名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松																						
代 表 者 森田 賢児 																						
<詳細>																						

<別紙 領収書添付欄 1>

①

領収証

出発日 年 月 日

No.148404

--	--	--	--	--	--

浜松市議会 創造浜松・国政民生党様

金額									
			2	2	2	2	5	0	

但 交通費として

収入印紙

現金	✓
小切手	
振込	

上記金額正に領収致しました

令和 7 年 5 月 2 日



いい旅・あ
株式会社 東海観光
〒432-8036 静岡県浜松市
TEL (053)
FAX (053)

報告印

本証は社印並びに取扱者印の無いもの、金額訂正のものは無効です。

御 見 積 書

浜松市議会 会派創造浜松 様

令和7年5月2日

ご出発日 2025年 05月 08日 (木)

ご帰着日 2025年 05月 09日 (金)

行先/主要観光地

神戸市・北九州市 行政視察

	項目	単価	税金	数	金額	摘要
共通経費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
個人経費	JR代	44,550	込	5	222,750	普通指定席
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	旅行取扱手数料	1,100	込	5	5,500	
					0	
お一人当り合計 (算出人員1 / 5 名) @					45,650	総計 228,250

【ご案内】 1. 当社は天災地変、同盟罷業その他不可抗力の事由、お客様の公序良俗に反する行為、運輸、宿泊など当社以外の事由による損害損失は責任を負いません。

2. この見積書は提出日を基準としておりますので、各種交通機関などの運賃、料金その他の料金改正などにより変更される場合があります。

◎お取消料

出発の30日前以降3日前まで	旅行代金の 20%
出発日の前々日及び前日お一人	旅行代金の 30%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
旅行開始後及び無連絡不参加お一人	旅費全額

(注) ご旅行中お客様自身或いは見送品に対して蒙られた損害の内、それが天災・火災・陸海空における不慮の災害・政府公共団体の指令・政変・ストライキ・暴動・空襲・戦争・流行病隔離・税関規則など不可抗力の事由による場合、盗難・暴行詐欺・疾病・傷害など当社の責任外の事故による場合、及びお客様が法令若しくは公序良俗に反する行為を行った為に生じた場合については、当社はその損害賠償の責任を負いかねますので予めご了承下さい。

(株) 東海トラベル
〒432-8036
静岡県浜松市中区東伊場2-9-16
TEL:053-456-3550
FAX:053-454-3374

総合旅行業務取扱管理者: XXXXXXXXXX
担当: XXXXXXXXXX

(様式8)

令和7年4月7日

会派名 浜松市議会創造浜松
代表者 会長 森田 賢児 様

会派名 浜松市議会創造浜松
氏名 会長 森田 賢児

出張届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

- 1 出張者
森田賢児 太田利実保 関イチロー 湖東秀隆 遠山将吾
- 2 期間及び出張先
5月 8日(木) 神戸市
9日(金) 北九州市
- 3 目的
神戸市 チーム担任制について
北九州市 指定管理者制度について

視察依頼書送付願

令和7年 4月 7日

浜松市議会議長 様

会派名 浜松市議会創造浜松
代表者氏名 会長 森田 賢児

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

(様式10)

令和7年 5月28日提出	
(あて先) 会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松 代表者 森田 賢児	
報 告 書	
出張年月日	令和7年 5月 8日(木)～ 令和7年 5月 9日(金)
出張先	神戸市、北九州市
出張の理由	神戸市 チーム担任制について 北九州市 指定管理者制度について
出張者 氏名印	森田賢児 ■■■■ 太田利実保 ■■■■ 関イテロー ■■■■ 湖東秀隆 ■■■■ 遠山将吾 ■■■■
(出張の顔末)	
(備考)	

政視察報告書

報告者：森田賢児

日 時：令和7年5月9日

場 所：北九州市役所

視察事項：指定管理者－事業者の挑戦を応援する新制度へー

出席者：森田賢児 太田利実保 関イチロー 湖東秀隆
遠山将吾



- ・北九州市の指定管理者制度の見直しは、①事業者が応募しやすい仕組み(競争性の確保)②施設のポテンシャルの最大化(潜在能力の開花)③その他の取り組みの大項目3点に紐づく10点のメニューとなっている。
- ・実証事業の段階で施設利用を認めることや、使用料の減免をするトライアル制度、また、制度化による包括決済や、一元化された相談窓口の設置など積極果敢なメニューが多い。特に「使用発注」ではなく「性能発注」に徹底していくことは、民間の柔軟性を発揮する上で本市でも必要だと感じた。
- ・指定期間の長期化、運営実績が優良な事業者の指定期間を5年から10年に延長することを可能とすることに関しては、事業者にとっての受け止めが分かると推察される。確かに投資効果を踏まえた経営状況を見極めるためには、それぐらいの期間があつて良いと思う一方、経営が不調になった際には、負担感に直結することも懸念される。

－総評－

結局のところ、制度上内在する「収益性と公共性のジレンマ」は無視できない。収益性の高い施設には民間事業者が積極的に参入し、公共性が高く自由度が低い施設には参入が少ない現実がある。

本市でも制度運用から20年になろうとしているが、社会状況の変化もあり、「民間活力を活かす制度」から、「行政コストを落とす制度」に変わっていったことが否めない。

だからと言って、社会全体がリソース不足の中で、行政がそれらを整え、直営に戻していくべきかと言われれば、そうは思わない。

これら北九州市の取り組みを参考に、当初の目的である「民間活力の発揮」に即した制度運用になるよう見直しの提言を行っていきたい。

政視察報告書

報告者：森田賢児

日 時：令和7年5月8日

場 所：神戸市教育委員会

視察事項：チーム担任制

出席者：森田賢児 太田利実保 関イチロー 潮東秀隆
遠山将吾



- ・ 事象に合わせ児童生徒が先生を選んで相談できるとの利点の表裏で「どの先生に相談して良いかわからない」という課題も指摘される。これについては、予め窓口役の教職員を決めておき、当該教職員が受け付けた後に、事象に合わせ担当者に割り振ればクリアできるとのこと。
- ・ 国の指針等との調整は特段必要なく、導入を決定するのは学校長である。チーム編成に関して、当該学年内はもちろん、学年をまたいでのチーム編成も可能でその自由度は高い。但し、学習指導の点から、当該学年内でのチーム編成が望ましいとのこと。
- ・ 指導のノウハウの蓄積があるゆえ、ベテラン教員の中には当該制度に対し、後ろ向きの者もいるとのことだが、他方で、新任の教員ほど歓迎していることが大変興味深い。一人で、いきなり担任を持つ心理的負担に比べると、チーム担任制の方が安心感を持てるとのこと。また、正確に統計を取ってはいないものの、制度運用時からメンタルを理由とする休職者は出ていないと言う。
- ・ 浜松市では「教師塾」で教員の教育力向上を図っているが、チーム担任制なら現場で互いの教育力を高めることもできる。

－総評－

多様な学校運営を実現させる上で、大変有効な一策であると認識した。利点はいくつもあるが、現代の子どもたちは色々な大人との出会いに乏しいことから、同じ教職員とは言えども、色々な大人に接する機会、多様な考えに触れること一つとっても大変意義深いと思う。また、教員と言うのは、学校を卒業して、すぐに「先生」となる。担任を持てば、その教室の限りでは、ある意味閉鎖的でもあるが、当制度では、現場で切磋琢磨することができ、合わせて有効性を感じる。ただ、一律的な展開をしていく必要はなく、本市でもモデル校を設置して運用するなど、提言に活かしていきたい。

視察報告書

報告者

創造浜松・国民民主党浜松 太田 利実保

- ◆ 視察日程 令和7年5月8日（木）～9日（金）
- ◆ 視察先 兵庫県神戸市、福岡県北九州市
- ◆ 視察内容

《5/8 神戸市：学年（チーム）担任制》

“神戸市教育委員会学びの推進課：坂田仁課長、川崎善弘係長”

令和6年の出生数は、約72万人と過去最低を記録した。9年連続で減少し、ベビーブームのピーク時の約4分の1となり、70万人割れはすぐそこまできている。子どもの数は減少している一方で、不登校の児童生徒は増加している。また、いじめの認知件数も増加しているほか、教員の多忙化など、学校現場での課題は山積している。

特に、教員の多忙化は、子どもたちとのコミュニケーション不足を生じさせ、少なからず不登校などに影響を及ぼすものであり、さらには、教員個々への精神的な負担を大きくしているものと思われる。

こうした中で、一人の教員が複数の教科の授業準備や採点などの負担を抱えることなく、各教科の専門家に授業を任せることで、教員の負担を軽減するため、2022年度から小学校5・6年生を対象に教科担任制の導入が進んでいる。

教科担任制と同様に、複数の教員が学級の児童生徒の指導を分担する「チーム担任制」の導入も全国で広がりを見せており、今回、令和5年度からその取り組みを始めた神戸市を視察した。

チーム担任制は、学級担任を固定せず、学級における児童生徒指導等の業務を複数の教員がローテーションで担当するなどして行う学級運営の方法で、学校の状況に応じてその手法は異なり、実施の判断は校長が決定する。

具体例を挙げれば、ある小学校では5年生の2クラスを3人の教員で担当、ある中学では全学年7クラスを2・2・3クラスに分け、2クラスは3人、3クラスは4人で担当、また、他の中学では1、2年生各2クラスを5人で担当、等々、手法は学校によって異なる。

このチーム担任制を進めるにあたっての特別な人員の配置はしていないため、学校ごとにできる範囲で実施し、もちろん実施しない学校もある。教育委員会としても強要はしていない。今年度になって中止した学校もある。あくまでも、実施の判断は学校長であり、人事異動による教員のバランスもある。柔軟な発想でチームを組んでくれれば良いし、各学校・各学年で対応を考え独自のスタイルで実施する方針をとっている。

★チーム担任制導入の目的

- 1 教職員が多面的な視点で児童生徒と関わり、児童生徒の変化に気づく機会を増やす。
- 2 多くの教職員との活動や対話を通じて、児童生徒の多様な能力の伸長を図り、健やかな成長につなげる。
- 3 教職員が連携・補完することによって、指導力の向上及び組織力の強化を図る。

★考えられる利点

- 1 児童生徒の変化に気づく機会が増え、早期かつ丁寧な対応が期待できる。
- 2 児童生徒・保護者にとって、相談できる教員が増え、安心感が高まる。
- 3 教育活動や指導の透明性を高め、開かれた学校づくりにつながる。
- 4 指導技術の継承と、業務の平準化・標準化が図られることにより、働き方改革につながる。

★考えられる課題

- 1 児童生徒・保護者がどの教職員に相談したら良いかわかりづらい。
- 2 児童生徒・保護者からの依頼や相談が特定の教員に偏ることがある。
- 3 教員間での児童生徒の状況共有や事務引き継ぎ等をこまめに行う必要がある。
何のためのチーム担任制なのか、チーム担任制ありきではないものの、子どもたちの自主性が高まることや、教員の精神的な負担の軽減につながることを考えれば取り組む価値のある制度であると思う。

{意見等}

小中学校のクラス担任は原則として一人であるという概念が取り払われつつある。中学ではそもそも教科担任制なので、複数の教員との関わりがある。小学校ではクラス担任への負担感、責任感の比重が高く、それはある意味、そのクラスが担任の色で染まってしまうが、チーム担任制となれば、担

任の色は薄れ、子どもたちの色がクラスに出てくるようになる。それによって、子どもたちが自ら学ばなければという意識が育っていく。

大量退職時代を迎え、現場を回すベテランの教員がいなくなり、若い教員でも主任教諭になってしまうこともある。こうしたことが不安を助長し、負担を増すことにつながっている。そして新人として配置されても面倒を見てくれる教員が存在せず、すぐに責任ある立場で働かざるを得ないという状況がある。こうしたことを補うためにもチーム制は有効である。

子どもたちは柔軟なので、チーム担任制を取り入れたとしてもすぐになれるという。しかし、教員側が特にベテランほど慣れない。保護者の反応は概ね6割は賛成であるが、担任が入れ替わるのでどの教員に相談すれば良いか判断できないといった課題もある。

新人の教員はチーム制を好んでいる。それは、責任感が薄まることや他の教師、ベテランの教師の技術を学べるなどメリットがあることによる。現に、チーム制を組んでいる学校ではメンタルを原因とした休業事例はなかったとのこと。チーム制を組むことで、自然と教員同士のディスカッションが増え、風通しが良くなることは明らかだ。

チーム制を組むためには、教員のやりくり、ローテーション表の作成等々事前の準備が必要で、一時的に業務量が増えるものの、テストの丸付けを共同で行うなど、業務の平準化が図られ、多忙化の解消にもつながる。

チーム制を導入するには、事前の準備はもちろん、教員の配置状況によって取り組みが可能かどうか分からない。ただ、子どもたちの自主性が育まれることやコミュニケーション能力が高まること、教員にとっては、責任感や負担感が和らげられることを考えると、デメリットよりもチーム制のメリットは大きいように思う。会派として、チーム制の導入に向けて提言していきたい。

《5/9 北九州市：指定管理者制度》

“財政・変革局市政変革推進室：安徳一紀次長、山田諭室長”

公の施設を効果的、効率的に運営管理し、市民の多様なニーズに対応するために平成 15 年度に導入された指定管理者制度は、年を経るごとにその施設数は増加し、定着が図られてきている。

しかしながら、昨今、施設によっては、応募者がいない、応募者がいないため公募によらず選定せざるを得ない、応募があっても1者のみの応募で競争原理が働かない、民間のノウハウが活かしきれていないといった課題が浮き彫りになってきた。

これは、公の施設であるがゆえに、仕様に厳しい制限がかけられていることや、指定管理料が経営に見合わない、期間が短く採算が合わないことなどが起因していると思われ、自治体では、制度を改善し、施設の機能を高めるための検討が行われ始めている。

北九州市では、令和5年2月に新たな市長が誕生し、市政改革に取り組む一環として、指定管理者制度のあり方の検討、見直しに取り組んだが、令和5年度に全体の8割が更新の時期を迎えており、時間が限られていたため、1年間現契約を延長し、その間に、目指す制度のあり方をまとめ上げた。

コンセプトは、事業者が応募しやすい仕組みを構築し、また、施設のポテンシャルの最大化を図り、新たな価値を生み出そうというもの。

まず、課題として捉えたのは、1事業期間（指定期間）の妥当性、2指定管理料上限額の妥当性、3運営費上昇のリスク分担が適正でない、4選定時の加点制度が新規参入を阻害している、5民間ノウハウを発揮しづらい環境という点である。

こうした課題から、指定期間の長期化やリスク分担の見直しなどにより応募しやすい仕組みを構築、「使用発注」ではなく「性能発注」の徹底や新規参入を支援する相談体制を整備し、公募前の事業者とのコミュニケーション機会を確保するなど施設のポテンシャルを最大化するという見直しを図ることとした。

特に、運営実績が優良な事業者の指定期間を5年から10年に延長することを可能にしたこと、指定管理者が新たな自主事業を実証する場合、使用料を全額免除し暫定的な施設利用を認める「トライアル事業制度」を新たに始めたことは他にない取り組みである。

これにより、令和6年度の更新時には、1者のみの応募が70%から65%に5ポイント下がったことと、49事業者のうち90%から自主事業の提案があり、今までにない提案も含まれているということであった。

{意見等}

浜松市においては、制度を本格導入した平成 18 年の 130 施設から、令和 7 年には 253 施設となっている。1 者のみの応募は、導入当初は 60%弱であったものが、令和 6 年には 80%弱となり、競争原理が働かず、民間の能力を活用し市民サービスの向上、費用対効果の向上といった制度の目的が果たされているかを検証すべき段階にきている。

このことは、定期監査においても、「1 者応募が増え、指定管理者が固定しつつあること」を指摘しつつ、「利益があるところに競争が生まれ、競争によってサービスの質が向上することを踏まえ、適正な利益を確保できる仕組みの導入、投資を可能とするための指定管理期間の長期化に向けて検討することで、競争原理が働く環境づくりを進めること」と意見が付されている。

ただ、適正な利益を確保することについては、公の施設は仕様にあたり厳格な規定の遵守が求められること、利益を追求することが公の施設の目的ではないこと、利益が出なくても施設の必要性から公の施設として継続していることなど、そもそも大きな矛盾を抱えている制度である。

したがって、適正な利益を確保することよりも、いかに住民サービスを向上させるかに比重を置くことが重要であろう。施設の目的を十分に事業者の説明し、その中で事業者としてどういった管理上の工夫ができるか、どういった自主事業ができるか、その上でサービス向上につながるかを行政側と事業者側で協議していくことが重要である。

また、本来の指定管理業務の中では利益を計上する余地がなく、自主事業の利益をインセンティブとしているため、自主事業を行うための投資に見合う利益が確保されるのかが不透明であり、新規参入を拒む要因となっている。

指定管理業務を行う施設の態様は様々で、中には民間のノウハウが活かされきれない施設も存在するため、自主事業実施の可否、評価点の配点差配など、応募の仕様をコンセプトに応じて使い分けることも必要ではないか。また、単体では民間ノウハウを活かしづらい施設であっても、他の施設と組み合わせることでそれが可能となるといったことも考え得るのではないかと思う。

そのためには、収支の現状を分析するとともに、相談窓口の設置により事業者からの意見要望を聴取していくこと、指定管理者制度の所管課、施設の所管課、実際に管理する区役所等の担当課の一体感を醸成していくことが求められると考える。

会派視察 報告

創造浜松・国民民主党浜松：関 イチロー

目 程：令和7年 5月 8日(木) ～ 9日(金)

【第1日目】

視 察 先：神戸市役所

視察項目：神戸市における学年(チーム)担任制の取組について

説 明 者：神戸市 教育委員会事務局 学びの推進課(初等教育担当) 坂田 仁
課長、川崎 善弘 係長(お二人とも教員)

制度概要：令和4年12月に前教育長が学年担任制について発表

2年間の試行期間を経て、令和7年度よりモデル校で実施
導入については、校長の意向(R6・5・1時点で市内161校中
で取組小学校6校、中学校4校)

小学校5・6年生と中学校で実施(小学校の中・低学年について
は、ひとりの担任で見ることが安心感があり、良いとの判断)

1学年2学級の場合、3人の教員が週ごとに入れ替わりながら学
級業務を行う。学級を担当しない日は、学年全体を見通す日・週
を作り、より柔軟に児童生徒・保護者への支援を行ったり、学年
の事務処理等や他の教員のサポートを行うなどの業務に携わる事
も可能である。担任は週や月ごとに入れ替わりながら学級業務を
行う。

当初はベテラン教員の反発がある一方で、新任教員には好評であった。

導入の目的

- (1) 教職員が多面的な視点で児童と関り、児童生徒の変化に気づく機会を増やす
- (2) 多くの教職員と活動や対話を通じて、児童生徒の多様な能力の慎重を図り、健やかな成長につなげる
- (3) 教職員が連携・補完することにより、指導力の向上および組織の強化を図る

教師の観点(各校長へのヒアリング結果)

- 利点：・ 学年で育てる意識の向上
- ・ 全員担任であるという意識の向上
 - ・ 精神的な負担軽減
 - ・ 経験の浅い教員の負担感の軽減
 - ・ 指導法のOJTや共有

具体的には

- ・ 児童生徒の変化に気づく機会が増え、早期かつ丁寧な対応が期待できる
- ・ 児童生徒・保護者にとって、相談できる教職員が増え、安心感が高まる。
- ・ 教育活動や指導の透明性を高め、開かれた学校づくりにつながる。
- ・ 市道技術の継承と、業務の平準化・標準化が図られることにより、働き方改革につながる

- 課題：・ 継続した学級経営
- ・ 情報共有不足による連絡漏れ
 - ・ 学年主任等への負担
 - ・ 余剰の教員がない場合の運営
 - ・ 未導入学年との業務量の調整

を挙げられた。

しかし、課題の多くは克服できることであり(例えば、1, 2項目については情報共有が十分になされていれば(例えば、週半ばの情報交換会の開催や教室の戸締りをしながら、PCでの情報共有、)、3~5については、調整により可能ではないか・・・)、教師、児童にとっての利点の方が勝ると考える。

教職員へのアンケートでは、

- ・ 生徒の変化に気づく機会が増える
- ・ 学校運営・学級経営の参画意識が向上し「学校力」が向上している
- ・ 学級崩壊のリスクを減少させることができている

との肯定的意見は大いに優位であるが、

- ・ 教科・生徒指導において、責任の所在の不明瞭になっている
- ・ 進路指導・各種保護者会において、相談窓口が分かりにくくなっている

る

との課題も指摘されている。

教員にとっての児童生徒および保護者の対象となる人数は、100人くらいが適当で、クラス数では2～3クラスをチーム担任制にするのが適当ではないか、また学年単学級についてはタテの学年担任制も考えられるとのことであつた。

また、導入することが目的ではなく、必ず効果や狙っていた利点が出現するとは限らず、効果が出るように主体的に取り組むことが重要であるとの指摘であつた。それ故、導入に関しては各校長の選択肢の中の判断にゆだねているとのことであつた。

保護者の6割には好評との説明は、意外であつたが、この制度の十分な周知理解の不足と新しい制度への漠然とした不安感ではないかとの感想であつた。

不登校やいじめについて質問をした。

両問題については、複雑な背景があるが、気づきと担任対応とチーム対応においては利点がある。

学習の習熟度については、教科担任制により数回の授業をすることになり、スキルアップと見直しもでき、効果が出ているように感じる。また、クラス担任制だと教員が固定され、その教員のカラーが出やすくなるが、学年担任制であると児童生徒の色が出やすく、自主性が育まれるように感じる。実施期間も短いため、データとして今後検証していく。

この制度の先駆的都市として、富山県 南砺市と兵庫県 丹波市を挙げられた。また本市では平成30年度から、令和元年度の指定教育研究校に中郡小を指定、その後も積志小などで教科担任制を行ってきたが、それらの検証・考察が必要であるが、今のところ個人的にはぜひ導入をすべきと考えている。

【第2日目】

視 察 先：北九州市役所

視察項目：指定管理者制度について

説 明 者：北九州市 財政・変革局 市政変革推進室 安徳 一紀 次長(中途入庁)、山田 諭 行政経営担当係長

北九州市における行政サービス(公の施設)の基本的な考え方：

新たな価値の創造：民間と行政のイコールパートナーシップ：企業の参入

促進×施設の価値向上 ⇒ 好循環サイクルを構築

- ・ 事業者が応募しやすい仕組み(競争性の確保)
- ・ 施設のポテンシャルの最大化(潜在能力の開花)

そのために、事業者から意見聴取を行った(サウンディング調査)

注目の見直し内容：

- ・ 指定期間の長期化：運営実績が優良な事業者の指定期間を5年 ⇒ 10年に延長すること可能に
- ・ 政令市初 トライアル事業制度：指定管理者が新たな自主事業を実証する場合、使用料を全額免除し、暫定的な施設利用を認める

これまでの制度(課題と分析)：

課題 ①：十分な競争原理が働いていない

- ・ 事業期間(指定期間)の妥当性
- ・ 指定管理料上限の妥当性
- ・ 運営費上昇の分担が適正でない
- ・ 選定時の加算制度が新規参入を阻害している

課題 ②：民間ノウハウが十分に活かされていない

- ・ 民間ノウハウを発揮しづらい環境

上記を受けての新たな制度概要：

① 事業者が応募しやすい仕組み(競争性の確保)

- ・ 指定期間の長期化<更新制の導入>
- ・ 指定管理料上限額の算定ルールを整備
- ・ リスク分担の見直し
- ・ 選定時に社会的価値を新たに評価(HPに具体例を掲載)

② 施設のポテンシャルの最大化(潜在能力の開花)

- ・ 「仕様発注」ではなく「性能発注」を徹底(ex. 清掃回数を取り決めではなく、来場者が不快を感じない程度)
- ・ 公募前に事業者とコミュニケーション機会を確保
- ・ 指定管理者の自主事業への挑戦を応援(儲けてもらう)

- ・ 民間提案の実現や、新規参入を応援する体制の構築(指定管理よろず相談処)

③ その他の取り組み

- ・ 公金の取扱い事務を効率化
- ・ 運営実績を評価に連動(不正行為へのペナルティなど)

有識者会議での意見聴取：取組実績を毎年評価するための制度で、内容の客観性及び公平性を確保するため。制度の在り方や見直し方向性について、意見聴取

指定管理の導入状況(公の施設の管理状況)

平成 15 年 9 月 1 日時点

全施設数：681、管理委託(旧制度)：382(56.09%)、直営 299(43.91%)

令和 7 年 4 月 1 日時点

全施設数：487、指定管理制度：253(51.95%)、直営(48.05%)

行政経費の節減(H15～R5(20年間)の累計額)：37 億円

総合的な情報発信

- ・ 事業者向けの情報を一元的に発信
- ・ 「募集予定の情報」を 4 月にお知らせ
- ・ 事業者向けセミナー・交流会の開催
- ・ 事業者からの相談窓口を整備(「指定管理者制度 よろず相談処」)

集中変革期間(R 6～R 8 年度)での取り組み

① 条件付き公募の見直し

- ・ 外郭団体への指定管理業務の点検
- ・ 外郭団体が関与する業務の点検

② 公共施設マネジメントの視点からの見直し

- ・ 施設のあり方の見直し
- ・ 使用料・利用料の見直し
- ・ 減免制度の見直し

③ 公園施設のあり方の見直し

- ・ 指定管理者の事業範囲(裁量)拡大(ex.公園・スポーツ施設：今までは別々の所管であった ⇒ 一体として利用)

質問

- ・ 競争性について ⇒ 1社応募が70%から65%になった。49事業者98%から新たな提案があった。
- ・ 契約不調について ⇒ 見直し前はあったが、現在は無い。
- ・ 評価項目・選定の妥当性について ⇒ 福祉関連施設は別にして、評価マニュアルに従いカテゴリー毎に評価をしている。運用については、制度担当と所管課との情報共有を行っている。

感想など

- ・ 指定管理者制度に対する取り組み姿勢に、明らかな彼我の差を感じる。
- ・ この制度ができて20年程が経過する。設立当初、那覇市でこの制度の視察を行った。面白い制度だと興味を抱いたが、その際委託を受け他事業者と新規の応募者との評価・新陳代謝についての課題は今も悩ましい。その一つの方向性を示唆していただいたように考える。
- ・ 本市の指定管理者制度は、多少のブラッシュアップをしてきたのだろうが、おざなりの感がぬぐえず、真摯に向かい合っていないように感じる。施設の一体運用や新規参入の門戸、評価基準の曖昧さ、有識者会議の設置と意見聴取、指定管理料・運営上のリスク分担への配慮、事業者とのイコールパートナーシップ、制度担当と所管セクション、区との関わりや情報共有・意見交換などなど、整理・課題抽出・分析・再制度設計など行う分岐点に来ており、今後議会質問で質して行こうと考えている。

以上

視察報告書

創造浜松・国民民主党浜松

湖東秀隆

神戸市 教科担任制および学年（チーム）担任制の導入と運用について

令和3年7月に国から示された「義務教育9年間を見通した教科担任制のあり方について（報告）」において、小学校高学年における教科担任制の推進方策が提示されている。本視察では、神戸市における教科担任制および学年（チーム）担任制の導入状況とその効果、課題を把握し、今後の本市の教育施策への参考とすることを目的とした。

神戸市では、小学校高学年を中心に「教科担任制」と「学年（チーム）担任制」を積極的に導入しており、以下のような特徴と成果が見られた。

少子化に伴う教員数の減少により、学級担任一人にかかる負担が増加していることから、学年単位で複数の教員が児童を見守る体制が模索されている。若手教員にとっても、OJTの機会を自然に確保できる利点がある。

生徒数100名程度の学年においては、教員間での連携が取りやすく、学年全体での指導体制がスムーズに機能するとともに、学級間での指導の質の差が縮小される。併せて、経験の浅い教員も他の教員から学ぶことで、指導力向上につながっている。さらには、いじめなどへの対応も迅速かつ組織的に行うことができている。

また、担任を持たない教員を学年単位で活用することで、教職員の増員をせずに体制構築が可能。学年全体での情報共有により、一人の教員に過度な負担がかかることなく、児童対応が行われている。

導入にあたり、保護者・地域への周知として、実施にあたっては、校長が前年度の夏ごろまでに保護者・PTA・学校運営協議会へ制度の趣旨と運用方法を丁寧に説明。理解を得た上で新年度からのスムーズな導入が図られている。

導入の最終決定は各校長に委ねられており、地域や学校の実情に応じた柔軟な対応が可能。

特に中学3年生の担任教員からは、生徒も教員も段階的に慣れていく中で、自然な形でOJTが形成されているとの声があり、制度の安定した運用が見て取れた。また、若手教員からも、孤立せずに学年全体での支援を受けられる安心感があるとの意見が寄せられた。しかし、学年児童数が100名を超えると、全児童の把握が難しくなるため、教員一人あたりの児童数と組織体制のバランスには配慮が必要である。

チーム担任制を導入するに当たっては、校長のビジョンと現場教員との間に意識のズレが生じる場合もあり、制度の導入前に十分な意見交換が不可欠と考える。

1. 小学校高学年における教科担任制・学年担任制の段階的導入
児童数や教職員配置に応じて、無理のない形での試行導入を検討すべきである。
2. 校長のリーダーシップと教職員間の合意形成の重視
制度導入の際は、学校長の方針だけでなく、現場教員との丁寧な対話を重ねることが必要である。
3. 教職員の働きやすさと児童への多面的な支援の両立
教員の負担軽減とともに、児童が多様な大人と関わることのできる環境整備を推進すべきである。
4. 地域・保護者への丁寧な情報提供
制度変更に対する不安を払拭するため、事前に学校運営協議会や保護者との信頼関係の構築を図ることが重要である。

以上の観点から、神戸市の取り組みは、教員の負担軽減と児童の成長支援を両立させる先進的なものであり、地域・保護者との信頼関係の上に成り立つ好事例である。本市においても、今後の教員確保の厳しさを見据え、こうした柔軟な体制構築に向けた取組を検討すべきと提言する。

視察報告書

創造派松・国民民主党浜松

湖東秀隆

指定管理者制度は、地方自治体が公の施設の管理運営を民間企業等に委託する制度であり、北九州市はこの制度を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、民間の力を効果的に活用している。今回北九州市における指定管理者制度の実施状況とともに、本市として取り組むべき施策を提言する。

北九州市における指定管理者制度の概要

北九州市の指定管理者制度の導入目的は、民間事業者の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の節減を図ること。具体的には、施設の運営において経費削減や自主事業の拡充を進めている。近年では、入札が成立しにくい状況に直面しており、民間事業者の参入を促進するための仕組み作りが求められている。その中で、北九州市では、指定管理者制度の運用にあたり、次のような経費削減策を講じている。

- 1, 利用料金の無料化や徴収手間の削減により、市民が利用しやすくなり、施設運営の効率化が進められている。
- 2, 仕様書の柔軟な対応策として、例えば、清掃業務において、利用者が不快感を持たないような基準を設け、事業者側が利用者の視点を意識して業務を遂行できるようにしている。
- 3, 包括決済ルールの導入により、財務面での効率化を図り、施設運営の透明性と信頼性を向上させている。

また、契約期間の長期化により、事業者は施設への投資をしやすく、設備の無駄を削減できる仕組みが整えられており、併せて、トライアル事業制度の導入により、事業者は新たな自主事業を実証する機会を得ることができ、この取り組みでは、実証事業の使用料を全額免除し、暫定的な施設利用が認められる。

各事業者は、自らの強みやアイデアをプレゼンテーションで発表し、その個性が事業運営に反映されるようになってきていることから。このような創意工夫は、施設の利用者に対してより魅力的なサービスを提供するために重要と考える。

以上のことから、本市においても以下の点について改善・導入を提案する。

- 民間事業者の参入促進

本市も、北九州市と同様に民間事業者が応募しやすい仕組みを整えることが必要と考え、具体的には、施設利用における料金体系の柔軟化や契約期間の長期化を検討すること。

- サービス向上を意識した仕様書作成

公共施設の運営において、市民が満足するサービスを提供するために、利用者視点を重視した仕様書を作成することが重要と考える。特に、施設の清掃や安全管理において高い基準を設けることも必要である。

- 自主事業の実証実験

トライアル事業制度を導入し、民間事業者が新しいアイデアを試す機会を提供することで、施設の魅力を向上させることに努める。

以上のことから、北九州市の指定管理者制度は、民間の能力を活用して施設運営の効率化を図り、市民サービスの向上に寄与している。本市においても、民間事業者の参入促進やサービス向上に向けた取り組みを強化し、施設運営の効果的な管理を目指すことが重要である。今後の実施に向けて、北九州市の先進的な取り組みを参考にしながら、制度の改善と最適化を進めていくことを提案する。

創造浜松会派視察報告書

2025年5月8日(木)～9日(金) 神戸市・北九州市

1 神戸市「神戸市における学年（チーム）担任制の取組について」

2 北九州市「北九州市の指定管理者制度について

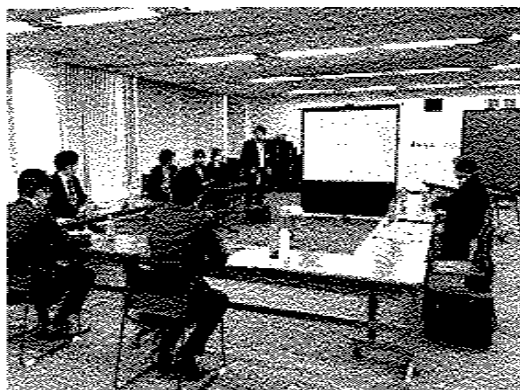
～事業者の挑戦を応援する新制度へ～」



神戸市役所にて



神戸市役所にて



北九州市役所にて



北九州市役所にて

創造浜松・国民民主党浜松 遠山将吾（3期）

1. 神戸市

視察日時 2025年5月8日(火)13時30分～15時00分

視察場所 神戸市役所

視察目的 神戸市における学年（チーム）担任制の取組について

説明者 神戸市 教育委員会事務局 学びの推進課 課長（初等教育担当） 坂田 仁 氏
係長（初等教育担当） 川崎 善弘 氏

1. 視察の目的

近年、学校教育現場において児童・生徒の多様化、教職員の働き方改革、若手教員の育成などが課題となっている。

神戸市が導入を進めている「学年（チーム）担任制」は、こうした課題への対応策の一つであり、その実施状況や効果を把握し、浜松市における教育施策への応用可能性を探るため、現地視察を行った。

2. 学年（チーム）担任制の概要

担任を1人ではなく、学年または学級ごとに複数人の教員でチームとして担当する体制である。

一定期間（例：1学期）で担任を固定したのち、チーム制へ移行するなど、学校ごとに柔軟な運用が可能である。

教員間での情報共有や窓口の明確化、保護者対応の工夫が行われている。

導入の意思決定は校長に一任されており、学校の主体性を重視している。

3. 視察での主な学びと意見交換内容

(1) 教員・児童への影響

教員の業務負担軽減に一定の効果があり、特に精神に起因する病欠の減少がみられた。

若手教員にとっては、チームでの指導が支援・育成の場となり、心理的負担が軽減される。

子どもにとっては、複数の教員に接することで多様な関わりや自主性の向上が期待できる。

ただし、ベテラン教員の中には否定的な声もあり、全体の理解と合意形成が鍵となる。

(2) 保護者対応

保護者が相談しやすいように窓口担当の明確化が図られた。

チーム制に慣れた段階で複数窓口化するなど、段階的な運用の工夫が見られる。

保護者からの評価はおおむね肯定的だが、担任の交代頻度や引継ぎの質に不安の声もある。

(3) 実施体制と柔軟性

校長の判断で、2学期からの導入や中止も可能とされ、現場に裁量が与えられている。

チーム内のミーティングは週1回程度実施され、授業の合間などの隙間時間での情報共有も重要視されている。

教科担任制との併用により、より専門的かつ多面的な指導が可能であるが、小学校の場合には、教科担任制を導入できるほどの教員の割り当てはない。

4. 所感と浜松市への提言

神戸市の取組は、教員の多忙化や若手育成への具体的な対応策として非常に参考となった。

浜松市でも、特に若手教員が多い学校や中規模校を中心に、段階的なチーム担任制の導入を検討すべきである。

ただし、導入にあたっては、校内の合意形成と地域を含めた推進体制の整備（推進委員会等）が必要である。また、保護者の十分な理解を得るため、丁寧な説明と相談窓口の設置、チ

ーム担任の役割分担と業務の見える化が重要である。

それらの課題を ICT 等を活用した情報共有体制の強化により補いつつ、教職員の「孤立」や「属人化」を防ぎながら、学校全体で子どもを支える仕組みとして、今後浜松市でも前向きに検討すべき制度である。

2. 北九州市

視察日時 2025年5月9日(水)9時00分～10時30分

視察場所 北九州市役所市役所

視察目的 北九州市の指定管理者制度について 一事業者の挑戦を応援する新制度へ

説明者 北九州市 財政・変革局 市政変革推進室 次長 安徳 一紀 氏
係長 山田 諭 氏

1. 視察の目的

北九州市の指定管理者制度の改革は、事業者の挑戦を応援し、施設のポテンシャルを最大化することで、住民サービスの向上と地域活性化を図ることを目的としている。

説明者の安徳氏（民間企業出身、観光行政9年）は、民間目線を活かし、事業者視点での制を見直しを推進している。

制度の使い勝手の悪さや競争性の不足、リスク分担の不明確さなど、従来制度における課題を踏まえ、2023年度に制度の大幅な見直しを実施した。改革の思いが強い市長への交代があり、指定管理施設の7割が更新時期を迎えるタイミングを逃さず、改革を断行した。

北九州市における指定管理者制度の見直しと新制度導入の取組について学び、民間事業者との協働による公の施設運営のあり方、制度設計、支援体制を参考とし、地元自治体での制度改善の示唆を得ることを目的とした。

2. 事業者視点の導入

制度見直しにあたり、33事業者からのサウンディング調査を実施し、仕様書（案）を提示しながら、実際の運用現場での困りごとや要望を収集し、反映した。

有識者会議をオンライン配信することで、制度の透明性・信頼性を確保した。

以上の取り組みより、以下の点について、新制度に盛り込んだ。

① 指定期間の長期化・更新制導入

北九州市の指定管理期間は、5年間を標準としているが、評価が高い事業者には更新制を導入（広島市の事例を参考）。

② 指定管理料の積算根拠の明確化

物件費や人件費の明示により見積精度

の向上を図った。

③ リスク分担の整理

老朽化や燃料費高騰等のリスクについて燃料費高騰やコロナ等の突発的リスクを実績ベースのデータで明確化し、市・事業者の役割を明確化した。

④ 新規参入支援

評価制度の見直しにより、社会貢献・地域貢献提案に加点の仕組みを作った。これまでの地域貢献に関する提案による加点を廃止。

⑤ 性能発注への移行

従来の細かな仕様規定を見直し、仕様イメージ（目安）を提示し、事業者の裁量を拡大。成果に基づく評価を導入。

⑥ 自主事業への支援

例えば公園でのキッチンカー営業やカフェ設置など、収益事業の推進し、合わせて、公共施設の目的外使用料などを減免し、事業者の収益化を支援。

同制度の設計には、包括決裁を導入し、担当課の負担を軽減した。

⑦ 事業者支援・サポート

情報発信について、ホームページで詳細情報を公開。商工会議所の冊子にチラシを同封。

セミナーと交流会を開催し、事業者向けセミナーに指定管理者（成績優秀3団体）を登壇させ、ノウハウの共有を行なった。交流会には132団体163名が参加。

相談窓口として、「指定管理者制度よろず相談処」を設置し、事業者の相談に対応している。

3. 成果と課題

① 公募状況

令和6年4月公表、7月公募分については、1社公募の割合は7割から6割5分に低下。

② 自主事業

49団体の97%がサービス向上の提案を実施（福祉施設を除く）。

4. 質疑応答について

① 新規参入状況について

指定管理に手を挙げる事業者は、既存事業者が多いが、新たなJVの立ち上げもあった。

② 不調案件について

直近ではなし。見直し前には撤退後に選定困難な事例があった。

③ 評価制度の公平性

評価シートを公表するとともに、第三者委員会によるチェック体制を構築。

施設の特性に応じた加点制度も導入。

④ 新たな取り組み例

図書館併設カフェ、公園の空き地でのBBQ等の新規提案を柔軟に運用。

⑤ 制度課の役割

トライアル制度は市長の企業経営経験を背景に、法的なクリアランスを制度課が支援し、各課の業務負担を軽減。

る。

本視察を通じて、事業者支援と行政サービスの新たな価値創造に向けた先進的な事例を学ぶことができた。

特に、制度を構築する課と実際に運用する課の相互理解、そして、運用課の負担を軽減するようにな制度課の役割分担は、仕組み上当然理解できる場所であるが、実行するのは難しいところを、包括決裁を行うことや、相談窓口を制度課で運用するなど、巧みにマネジメントしている。

本市でも、指定管理者制度の制度疲労が見られる昨今であり、制度の見直しを図っているところであるが、今回の視察内容は、本市の制度構築にも大変有効であると思われる。

5. 総括と所感

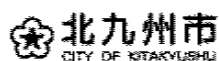
北九州市の指定管理者制度改革は、事業者とのパートナーシップを重視し、施設のポテンシャルを最大化する取り組みである。

民間日線の導入、事業者意見の反映、性能発注や自主事業の推進により、競争性とサービス向上が図られている。

一方で、これまでの制度同様、各課の運用徹底や新規参入のさらなる促進が課題として残

北九州市の指定管理者制度について

— 事業者の挑戦を応援する新制度へ —



令和7年5月9日

行政視察への対応
浜松市議会/事業者の挑戦を応援する新たな指定管理者制度
北九州市 財政・変革局 市政変革推進室

3

指定管理者制度の概要

p3~

- ・制度の定義と目的
- ・北九州市の導入状況
- ・指定管理者の役割
- ・指定管理業務と自主事業

制度のあり方の検討

p8~

- ・事業者からの意見聴取
- ・他都市との制度比較
- ・有識者会議での意見聴取

新制度のポイント

p12~

- ・これまでの制度（課題と分析）
- ・新たな制度の概要
- ・注目の見直し内容

事業者への支援・サポート

p17~

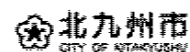
- ・総合的な情報発信
- ・事業者向けセミナー・交流会の開催
- ・事業者からの相談窓口を整備

今後の変革プラン

p21~

- ・集中変革期間での取り組み

説明内容



2

(様式1) 市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松

代表者名 森田賢児 様

下記のとおり、政務活動のため、令和 7 年 4 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 5 月 7 日

会派名

代表者名

森田賢児

氏名 湖東 秀隆

申請額 18,648円

申請額内訳	調査研究費	18,648円	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情費	会議費
-------	-------	---------	-----	-----	-----	--------	-----

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		有料道路		駐車場		タクシー		備考
				区間	金額	金額	金額	金額	金額	金額		
1	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
3	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
9	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
10	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
11	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
15	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
16	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
18	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
21	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
22	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
24	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
25	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
28	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
30	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
			合計	504	18,648							

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

(様式1) 市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児 様

下記のとおり、政務活動のため、令和 7 年 6 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 7 月 3 日

会派名 創造浜松・国民民主党浜松

代表者名

森田賢児

申請額 17,205円

氏名 湖東 秀隆

申請額内訳 調査研究費 17,205円 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情費 会議費

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		有料道路		駐車場		タクシー		備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額			
1	地域要望に関する調査	於呂～豊町～於呂	調査	22	814							
3	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
4	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
11	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
13	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
16	地域要望に関する調査	於呂～渡ヶ島～於呂	調査	5	185							
18	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
19	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
20	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
24	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
25	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
26	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
27	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
30	地域要望に関する調査	於呂～西伊場～於呂	調査	42	1,554							
合計				465	17,205							

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

8

(様式1) 市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児 様

下記のとおりに、政務活動のため、令和 7 年 7 月 7 日分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 8 月 6 日 会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児


申請額	12,543円	氏名	森田賢児
-----	---------	----	------

申請額内訳	調査研究費	12,543円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	
-------	-------	---------	-----	--	-----	--	-----	--	--------	--	-----	--

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		有料道路		駐車場		タクシー		備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額			
1	地域要望に関する調査	於呂～新都田～於呂	調査	15	555							
2	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
8	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
9	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
16	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
17	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
18	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
23	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
24	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
25	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
合 計				339	12,543							

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

(様式6)

旅 費 支 払 証 明 書																						
出張年月日	令和7年 8月25日 ~ 令和7年 8月27日																					
出張先(目的)	世田谷区、仙台市、大館市																					
出張者氏名	森田賢児	太田利実保	関イチロー	湖東秀隆																		
	遠山将吾																					
旅 費 額 内 訳																						
項 目	金 額	備 考																				
交通費	293,250円	詳細は下記および別紙添付																				
日 当	22,500円	@ 1,500円×5人×3日																				
宿泊費	148,000円	@ 14,800円×5人×2泊																				
視察料	16,500円	世田谷区役所 @ 3,300円×5人																				
視察料	15,550円	大館市役所 @ 3,000円×5人 振込手数料 @550																				
手土産	6,732円	@ 2,244円×3ヶ所																				
合 計	502,532円																					
<table border="1" style="margin: 10px auto;"><tr><td>金 額</td><td></td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>0</td><td>2</td><td>5</td><td>3</td><td>2</td></tr></table>					金 額		百	拾	万	千	百	拾	円				5	0	2	5	3	2
金 額		百	拾	万	千	百	拾	円														
			5	0	2	5	3	2														
上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。																						
令和7年 9月 19日																						
会 派 名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松																						
代 表 者 森田 賢児 																						
〈詳細〉																						

(様式6)

<別紙 領収書添付欄 1>

11

領収証

出発日 年 月 日

No.



Grid for recipient name

源数下業会 倉持源松 御辰堂栄次郎 様

金額		千	百	十	円
	2	9	5	2	5

但 丁取付として



現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	
振込	

上記金額正に領収致しました

令和 7 年 2 月 18 日

T いい旅・ふ
株式会社 東福地観光
〒432-8038 静岡県浜松市
TEL (053) [Redacted]
FAX (053) [Redacted]



本証は社印並びに取扱名印の無いもの、金額訂正のものは無効です。

(様式6)

<別紙 領収書添付欄 2>

16 17

写



毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

お取引日		取扱金庫・店番		備考	
07-08-20		1503011-7241			
カード発行金融機関		店番		口座番号	
1503-		[REDACTED]		[REDACTED]	
お取引金額	お取引後残高				
000000000000	¥15,000*				
お取引内容		お取引後残高			
支払い		*****			
手数料	ページ	要領			
¥550					
時刻	ページ	要領			
09:25					

秋田銀行
大館支店
オオタテックカイトイカソリツキ様
当座-0000000073
ハママツキカイソクツウハママツコ様
TEL053457-2515

印紙税申告納
付済
税務署承認済

ご利用ありがとうございました。



毎度ご利用いただきありがとうございます

浜松いわた信用金庫

お取引日		取扱金庫・店番		備考	
07-08-20		1503011-7241			
カード発行金融機関		店番		口座番号	
1503-		[REDACTED]		[REDACTED]	
お取引金額	お取引後残高				
000000000000	¥15,000*				
お取引内容		お取引後残高			
支払い		*****			
手数料	ページ	要領			
¥550					
時刻	ページ	要領			
09:25					

秋田銀行
大館支店
オオタテックカイトイカソリツキ様
当座-0000000073
ハママツキカイソクツウハママツコ様
TEL053457-2515

印紙税申告納
付済
税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

様式第2号(第4条関係)

令和7年8月15日

行政視察決定通知書

浜松市議会
創造浜松・国民民主党浜松
会派会長 森田 賢児 様

大館市教育長 長岐 公正

令和7年7月10日付けで申請のあった行政視察の受入れについて、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 受入可能

(1) 受入日時 令和7年8月27日(水) 9:00~10:30

(2) ~~視察費 15,000円(3,000円×5名)~~

※振込先

(3) 条件等 視察の際は市の視察担当者の指示等に従うこと

2 ~~受入不可(理由)~~

〒018-3695

秋田県大館市早口字上野43番地1

大館市教育委員会学校教育課/大館市教育研究所

TEL 0186-43-7112

FAX 0186-54-6100

大館市行政視察受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市（以下「市」という。）が行政視察（以下「視察」という。）を受け入れ、市が保有する行政情報その他情報を提供する際の手続等に関し、実施機関（市長（水道事業等管理者の権限を行う市長を含む。）、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び病院事業管理者をいう。以下同じ。）が執るべき必要な事項を定めるものとする。

(事務分担等)

第2条 視察の対応は、当該視察の目的事項を所管する実施機関の課等（以下「所管課」という。）において行うものとする。

2 所管課の長は、所管課における行政視察受入れ事務が適正かつ円滑に処理されるよう留意し、所属職員を指導しなければならない。

(申請)

第3条 視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、視察を希望する日の14日前までに行政視察申請書（様式第1号）を実施機関に提出しなければならない。

(受入れの決定等)

第4条 実施機関は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、受理してから5日以内に当該視察の受入れの可否を決定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により視察の受入れの可否を決定したときは、行政視察決定通知書（様式第2号）により、視察者に通知するものとする。

3 所管課は、円滑な視察を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(申請内容の変更等)

第5条 視察者は、前条第2項の規定に基づく受入れを可とする通知を受けた後において、その申請の内容に変更が生じたときは、行政視察変更申請書（様式第3号）を実施機関に提出しなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する行政視察の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに視察の内容について変更の可否を決定しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定により視察の内容について変更の可否を決定したときは、行政視察変更決定通知書（様式第4号）により、視察者に通知するものとする。

(視察費の徴収等)

第6条 実施機関は、視察に伴う資料の作成等に要する経費（以下「視察費」という。）として、~~視察者より視察者1人当たり3,000円を~~、財務規則等（大館市財務規則（平成14年規則第26号、大館市水道事業等会計規程（昭和52年管理規程第1号）及び大館市病院事業会計規程（平成20年病院事業管理規程第10号）をいう。以下同じ。）の定めに従い徴収する。ただし、本市と友好都市、防災協定及び災害時の相互応援協定を締結している市町村等の視察の場合は、この限りでない。

2 視察費は、財務規則等に基づき市長又は病院事業管理者が発行する納入通知書等によ

り前納しなければならない。ただし、財務規則等に規定する調定の権限を与えられた者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により前納した視察費は、還付しない。ただし、財務規則等に規定する調定の権限を与えられた者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

4 視察者は、視察の過程において有料施設入館料等が発生した場合においては、当該費用について別途負担するものとする。

(視察費の免除)

第7条 市長又は公営企業の管理者は、特に必要があると認めるときは、視察費を免除することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、視察の受入れに関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に申請のあった視察について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に申請のあった視察について適用する。

<別紙 領収書添付欄 3>

15

FamilyMart

浜松市役所/S店
静岡県浜松市中央区元城町103番
地の2
電話：053-450-0650

登録番号：T2080401027228

領 収 証

2025年 8月20日

浜松市議会創造浜松 国際様
浜松市議会創造浜松 国際様

¥6,732-
8%対象持帰食品等 ¥6,732
(内消費税等 ¥498)

但し 手土産代

上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願い>
財布等に入れ保管される場合、印字
面を内側に折って保管して下さい。

☎ 1-0237

資No.001

写

FamilyMart

浜松市役所/S店
静岡県浜松市中央区元城町103番
地の2
電話：053-450-0650

登録番号：T2080401027228

領 収 証

2025年 8月20日

浜松市議会創造浜松 国際様
浜松市議会創造浜松 国際様

¥6,732-
8%対象持帰食品等 ¥6,732
(内消費税等 ¥498)

但し 手土産代

上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願い>
財布等に入れ保管される場合、印字
面を内側に折って保管して下さい。

☎ 1-0237

資No.001

(様式8)

令和7年7月8日

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松
代表者 会長 森田 賢児 様

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松
氏名 会長 森田 賢児

出張届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

- 1 出張者
森田賢児 太田利実保 関イチロー 湖東秀隆 遠山将吾
- 2 期間及び出張先
8月25日(月) 世田谷区
26日(火) 仙台市
27日(水) 大館市
- 3 目的
世田谷区 プレーパークについて
仙台市 有機廃棄物の資源循環について
大館市 吹奏楽部の地域移行について

視察依頼書送付願

令和7年 7月 8日

浜松市議会議長 様

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松
代表者氏名 会長 森田 賢児

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、~~視察先~~視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

視察行程表

- ◆視察日程 令和7年8月25日(月)～27日(水)
 - ◆視察先 世田谷区、仙台市、大館市
 - ◆視察議員 森田賢児議員、太田利実保議員、関イチロ一議員、湖東秀隆議員、遠山将吾議員
- ※集合…7:30までに改札口

8 月 25 日 (月)	<p style="text-align: center;">ひかり 634 中央線</p> <p>浜松 7:50+++++9:09 東京 9:19+++++9:33 新宿 9:45 東京メトロ千代田線 +++++9:58 梅ヶ丘 10:03・・・10:09 羽根木公園 (プレーパーク)</p> <p>《世田谷区視察》10:30～12:00 調査項目 ・プレーパークについて ※昼食</p> <p style="text-align: center;">徒歩6分 小田急小田原線</p> <p>羽根木公園 13:28・・・13:34 梅ヶ丘 13:36+++++13:50</p> <p style="text-align: center;">JR中央・青梅線快速 はやぶさ 25 徒歩3分</p> <p>新宿 13:55+++++14:08 東京 14:20+++++15:51 仙台・・・ホテル</p> <p style="text-align: right;">《仙台市駅周辺・泊》</p>	<p>世田谷区議会事務局 調査係 担当者: 遠藤 様 TEL:03-5432-2780</p> <p>※視察料 @3,300×5名</p> <p>《宿泊先》 行方カナル 仙台青葉通り TEL:050-1807-3381</p>
8 月 26 日 (火)	<p>※タクシー(自費)30分 ホテル・・・ハザカプラント ((株) 泉南衛生工業)</p> <p>《仙台市視察》10:00～11:30 調査項目 ・有機廃棄物の資源循環について ※昼食</p> <p style="text-align: center;">※ こまち 19</p> <p>ハザカプラント・・・仙台 12:53+++++15:04 秋田 15:52</p> <p style="text-align: center;">つがる43 徒歩10分</p> <p>+++++17:22 大館・・・ホテル</p> <p style="text-align: right;">《大館市駅周辺・泊》</p>	<p>㈱ハザカプラント工業 担当者: XXXXXXXXXX 様 TEL:022-83-4319</p> <p>《宿泊先》 ホテルルートイン大館駅南 TEL:0186-44-6055</p>
8 月 27 日 (水)	<p style="text-align: center;">徒歩9分</p> <p>ホテル・・・駅なか交流センター会議室1 (大館駅隣接)</p> <p>《大館市視察》9:00～10:30 調査項目 ・吹奏楽部の地域移行について ※昼食購入</p> <p style="text-align: center;">徒歩9分 JR奥羽本線 はやぶさ 22</p> <p>駅なか交流センター・・・大館 11:34+++++12:18 弘前 12:24+++++</p> <p style="text-align: center;">ひかり 521</p> <p>16:32 東京 17:03+++++18:27 浜松</p>	<p>大館市教育委員会 学校教育課 担当者: 中野 様 TEL:0186-43-7112</p> <p>※視察料(支払い済み) @3,000×5名</p>

(様式10)

令和7年 9月12日提出	
(あて先) 会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松 代表者 森田 賢児	
報 告 書	
出張年月日	令和7年 8月25日(月)～ 令和7年 8月27日(水)
出張先	世田谷区、仙台市、大館市
出張の理由	世田谷区 プレーパークについて 仙台市 有機廃棄物の資源循環について 大館市 吹奏楽部の地域移行について
出張者氏名印	森田賢児 [印] 太田利実保 [印] 関イチロー [印] 湖東秀隆 [印] 遠山将吾 [印]
(出張の顛末)	
(備考)	

行政視察報告書

報告者 森田 賢児

日 時：令和7年8月26日

場 所：宮城県村田町 株式会社 県南衛生工業
株式会社 ハザカプラント工業

視察事項：有機廃棄物の資源循環について

出席者：森田賢児 太田利実保 遠山将吾 湖東秀隆 関イチロー



- ・自然循環の原点は、伝統の堆肥づくり。それを現代的にシステム化。地域社会から発生する生ごみ、汚泥類、し尿、家畜糞尿、血液、魚介類、油等のあらゆる有機性廃棄物(有害物質を含まない)を発酵原料として受け入れ、高品質の堆肥を生産する。
- ・夕方に投入すると、翌朝には湯気が湧き出るほど発酵する。土の温度は90度にもなる。土壌有効微生物は1gに300億も存在する。
- ・排出物を「棄てる」という発想が、この循環を遮断してきた。確かに、現下燃えないものにまで火をつけて多額のコストを費やして焼却処分をしている。(人間のし尿は下水施設で多額のコストで処理、家畜の糞尿は産業廃棄物)その焼却炉は全国に約2000、これは世界の半分とのこと。
- ・発酵化学の研究において、発酵のプロセスでは1gあたり約100億匹、900~1000種類ほどの微生物が集まってくることが明らかになっているとのこと。そして、その中には、未だ人類が培養に成功していない未知の微生物群が多く含まれているとのことである。
- ・微生物の「ハザケンシス」は昨今の感染症で問題視されている薬剤耐性黄色ブドウ球菌や多剤耐性結核菌などに対し抗菌活性を示すことや、子宮頸がん細胞の増殖を抑制する効果もわかっているとのこと。植物の病気を防除することもわかってきており、稲稈枯細菌病にも強い防除効果を示すことがわかっている。
- ・経済サイクルと環境サイクルの一致。これが地域循環型社会である。

<総評>廃棄物処理が入り口であったが、農業や我々の健康に至るまで、広く環境問題に対して根本的に考えさせられる内容であった。率直に、日本全国で広まってほしい取り組みと考える。もちろん当該会社としても広めていきたいと考えていることから、行政が導入していく為のメニューを用意しているものの現在のところ波及していない。その理由をさらに調査する必要がある。いずれにしても、土着の循環システムの優位性は大変高く、これから日々を浴びていくものになると確信した。

行政視察報告書

報告者 森田 賢児

日 時：令和7年8月27日

場 所：秋田県大館市

視察事項：吹奏楽部の地域移行について

出席者：森田賢児 太田利実保 遠山将吾 湖東秀隆 関イチロー



- ・地域クラブが事業運営を受託し活動を試行していったことに始まり、市立県立の中学校吹奏楽部や地域クラブ、社会人吹奏楽団、地区の吹奏楽連盟、専門講師による地域合同型の講習会の試行、その後、これを地域移行支援部と部活顧問の連携で行うなど、変遷を経て現在に至る。
- ・上記の流れだが、当初は民間主導で行おうとしたとのこと。現在は主に教育委員会とスポーツ振興課が主導している。尚、この取り組みは、県を先行しているとのこと。
- ・現在のところ、他市町村との直接的な取り組みはないものの、市内では商工会が旗振り役を担ってくれたことで企業の理解も進んだ。また、県立の中学校との連携などもあり、広域的な取り組みになっている。今後、これがさらに広がりを見せることも期待される。
- ・もともとは合唱が盛んで、各校に合唱部があった。それも現在はなくなってしまったとのことだが、それゆえに、少子化から起因する変化に対して緊張感を持って臨んでいる。
- ・全国的に「指導者確保」が課題であるが、大館市でも例外ではない。そのような中で、本視察の最注目点だが、次の指導者の育成である。「見守り指導者」や「練習協力者」など様々な形で部活動に関わる機会を設けたことで、地域の社会人吹奏楽団の理解が広がり協力体制が構築された。この「見守り指導者」や「練習協力者」が経験を重ねることが、指導者育成・確保に繋がっていくことになる。
- ・優れた指導者を確保できたとしても、運営を取り仕切る人材の確保は大変難儀である。複数人で受け持つ運営をしていくほかないと思われる。

<総評>それぞれの現場をよく知るコーディネーターの■■■■■■氏の存在がかなり大きいと感じた。ざばり、その点を問うと、■■■■氏に代わる存在はまだ見当たらない模様であった。■■■■氏が築いてきたものを組織として継承していけるかが山場のように思えた。上記にも記した通り、指導者確保の課題に対し、段階的な関わり方を確立した点がポイントである。関わり方・関わる人を増やしていくことで、「本当の受け皿」と称する「社会」全体の事業への転換を目指していた。また教育行政が熱心である土地柄から、部活動の教育的意義についても再考する機会となった。

行政視察報告書

報告者 森田 賢児

日 時：令和7年8月25日

場 所：世田谷区

視察事項：プレーパークについて

出席者：森田賢児 太田利実保 遠山将吾 湖東秀隆 関イチロー



・プレーパーク(冒険遊び場)の起源は、1943年デンマークのコペンハーゲンに作られた「エンドラップ 廃材遊び場」である。その後、ヨーロッパを中心に広がり、日本には1970年代に市民活動から試みが始まり、現在までに200の都市に広まっている。

・「世田谷区のプレーパーク事業について」は「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに掲げ、可能な限り禁止事項を無くしている。

・社会的な課題として、子ども達が「体を使った遊びができていないこと」で、身体能力や体力が低下していることが指摘されている。これは行政を始めとする社会が、怪我をさせないこと、またそれに関するクレームを防ぐことを念頭に置いて「先回り」した対応を取ってきたことも一因である。それに対し、プレーパークは、子ども達の体を使った遊びの意義を大義に真正面から挑んでいる。

・子ども達が思いっきり遊べない、規制だらけになっている公園の状況を鑑み、公園の在り方も再考する必要がある。

・現場における怪我は、応急処置と保護者に伝えることで対応とする。重症の怪我は保険で対応する。こちらについても保護者の理解が不可欠である。

・予算は約5000万円。ほぼ人件費であり、関連事業を除く、プレーパーク事業本体のみの予算。ちなみに世話人の報酬はなし。以前は、専業主婦の母親などが世話人を務めてくれたが、環境の変化で減少傾向。高齢化も相まって、世話人の成り手不足の課題が顕著になっている。

<総評> 東京都内とは思えない自然の中で、文字通り泥だらけになって遊んでいる子ども達の姿は大変に印象的だった。世田谷区の実践の背景としては、有志市民の精力的な活動に区行政が付随してきた地域特有の成り立ちがある。現状は、時代の変遷により、子ども達を思う事業の意義と、行政に求められているリスクヘッジにジレンマが生じていると考えられる。本市においては、幸いにして海・山・川・湖と自然に恵まれている。多額の予算をかけて整備をしなくとも、まずはこれらを生かしていくことが肝要である。

視察報告書

1 視察先：世田谷区プレーパーク事業（羽根木プレーパーク）

2 視察日：令和7年8月25日（月）

3 視察目的

近年、子どもを取り巻く環境は、安全性重視や遊びの制約が強まる一方で、子どもが主体的に考え、挑戦し、仲間と関わり合いながら成長する機会が減少している。こうした中で、世田谷区が推進する「プレーパーク事業」は、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに掲げ、可能な限り禁止事項をなくして子供達の好奇心を最大限尊重することを目指した遊び場である。

子どもの自主性を尊重し、地域住民と行政が協働して運営する先進的な取組として注目されている。羽根木プレーパークの運営実態を調査し、本市における子育て環境づくり及び地域の共助による遊び場整備のあり方を学ぶこととする。

4 視察内容

(1) 現場視察

- ・実際に視察した羽根木プレーパークでは、金槌、ノコギリ、釘、木材の端材が用意されていて、子どもたちが工作していた。見ていて危なっかしい感じがしたが、大人が監視するわけでもなく、自由に創作していた。また、視察した日は気温が高く、ウォーターライダーに夢中になる子どもたちが大勢いた。そこでびしょ濡れになった後、そのまま裸足で他の遊びで走り回り泥まみれになっても、全く気にせず、子ども本来の姿がここにあるなど感じた。
- ・現場では、羽根木プレーパークの世話人である■さんが説明してくれた。■さんが所属するNPO法人「プレーパークせたがや」は、市から4箇所のプレーパークの委託を受けている。羽根木プレーパークの歴史は長く、1979年の国際児童年をきっかけにプレーパーク設立に向けた実行委員会を立ち上げたことから始まる。当初は、1年だけの事業の予定であったが、地域住民、保護者の強い要望により、行政が公園のあり方を見直そうと理解を示し、継続して今に至る。
- ・■さん曰く、「とにかく子どもの気持ちを大切にしたい。金槌を幼児が使うとなれば必ず親は止める。ただ、それは子どもの気持ちに沿ったものなのか。」こうした基本的なスタンスで長年運営されている。
- ・怪我や事故などが心配され、当然、損害保険にも加入しているそうだが、今までに使ったことはないという。事故や怪我がないわけではなく、これは、あくまでも自己責任であるという地域住民や保護者のコンセンサスが得られている証であろう。

(2) 行政からの聞き取りの内容

- ・現場視察の後、梅丘パークホールへ移動し、世田谷区児童課の職員（渡邊課長、高野係長）から行政側の視点での聞き取りを行った。
- ・プレーパークは、市民活動の流れの中で、地域住民と区が協働して出来た事業であり、委託により団体が運営するという形をとっている。羽根木が元祖で、世田谷区の5つの総合支所管内で一つのプレーパークをつくる方針で、最近になって砧プレーパークが完成し、これで5つが完成した。
- ・砧以外の4つはNPO法人「プレーパークせたがや」が運営を担っている。プレーワーカーと呼ばれる、子どもたちの体験を安全に見守り、怪我の応急手当て、地域住民との連携、保護者との関わりを担う専門家が各施設に2～3人配置されている。報酬が安く、以前は離職者が多く人材確保が難しかったが、ここ2年ほどで報酬を上げることができている。委託料は4,800万円で、約4,000万円が人件費である。プレーワーカーの他に子どもたちの遊びのサポート、遊び場の整備、親子の交流促進など、子どもの遊びと地域コミュニティを支える世話人がいる。この世話人はボランティアで報酬はない。
- ・時代背景から、開始当初は幼稚園児の利用が多く、専業主婦が付き添いで来るが多かった。近年は、少子化に加え、保育園児が増えたことで利用者は減少している。地域の世話人も、なり手が少なくなり、高齢化が課題となっている。
- ・現代は、子どもたちの遊ぶ力が弱まっている。これは社会的な問題である。保育園でもバリアフリー、安全性が先行してしまい、危険を察知する能力が養われず、大人になってから、そうした危機管理能力に対応できなくなっているのではないか。
- ・公園管理の立場からは安全第一が優先される。そのため、公園所管課からプレーパークの運営者に指導する場合もある。しかし、児童課としては、プレーパークの趣旨から、怪我をすることがリスクとは考えていない。ただ、事故が続くことは問題だと考えている。自己責任を前提での運営であるが、いざ事故が起きたときには訴訟の懸念もあり、そうしたリスクは常に考えておかなければならない。
- ・不登校が増えているなど、コミュニケーション能力に起因する問題が顕在化している。親と子、先生と生徒など縦の関係だけでなく、地域の人たちとの斜めの関係性を持って、乳幼児期から小学校までの間にコミュニケーション能力や社会的な認知スキルを高めていくことが重要である。
- ・そのためのプレーパークであり、これからも認知度を高めていきたい。プレーパークがあるから外遊びが推奨されるということだけが全てだとは思っていない。読書など遊びを幅広く捉えて子どもたちの健全育成を支えていきたい。

5 視察を終えた感想、意見

- ・確かに子どもたちの遊び場が減り、元気に外で遊んでいる様子を見るのが少なくなった。習い事やゲームなどもその一因であろう。また、夫婦共働きで、遅くまで保育園や放課

後児童会に預けられ、安全な施設内で過ごすことが大きな要因となっている。

・外で元気に走り回るといのが、子ども本来の姿であり、特に都会ではプレーパークのような施設が必要なのであろう。そして、そこで多少の危険があっても、その危険を察知する能力が備わること、子ども同士の関係性、地域の人との関係性が築かれることは、社会性を育む上で大切なことである。

・教育的な視点はないのかもしれないが、それ以上に、子どもたちの主体的に行動する力や、コミュニケーション能力が高まることは、特に幼児期から小学生までの間においては、知識を詰め込むことよりも大事なことであり、そのことが、かえって学力にも良い効果をもたらすのではないかと思う。

・子どもたちの好奇心や創造性を刺激するこのプレーパークの存在意義は、都会に住む子どもたちにとって、とても貴重なものである。また地域のシンボリックな存在であり、地域コミュニティの充実にも資するもので、参考にしていきたい。

・ただ、浜松市は、山、川、湖、海と自然の宝庫であり、自然を体験し感性を磨く環境は目の前にある。プレーパークをつくることの是非は判断が難しいところではあるが、遊びを通して痛みを知ることや勇気を持つことの大切さを実感し、その上で社会性を身に付けるという目的は、これからの時代を担う子どもたちにとって大事なことだと思う。

視察報告書

1 視察先：宮城県村田町「(株) ハザカプラント」

2 視察日：令和7年8月26日(火)

3 視察目的

資源のないわが国において、循環型社会を確立することは大きな課題である。リサイクル法が施行され、容器包装をはじめとして家電、自動車、建設、小型家電などの分野があり、また、焼却場で溶融処理されたスラグの建設資材としての活用、廃プラスチックの燃料化など、官民あげてリサイクル、リユース、リデュースに取り組んでいる。

家庭ごみの約3割を占める生ゴミについては、生ごみ処理機、コンポスト等により堆肥化するなど削減を図っているものの、家庭で処理するには一定の限界がある。浜松市では、微生物の力で高速分解して堆肥にするスマートコンポストの実証事業が本年6月から8月にかけて行われたが、やはり、堆肥化した後の利活用に課題があるようだ。

そのため、有機廃棄物を自然の摂理に基づく昔ながらの技法によって、生ゴミ、し尿、畜糞、剪定枝など、あらゆる有機廃棄物を微生物の働きによって分解、発酵させ、完熟堆肥として再生する「ハザカプラント」を視察した。

4 視察内容

(1) 現場視察

・現地到着後、まず、実際のプラントに案内してもらい現場職員の方から説明を受けた。(車から降りると生ゴミ特有のツーンとする匂いに包まれた。)

・プラントは、幅3メートル、深さ2メートル、全長100メートルのコンクリートの発酵層が8本あり、一つのレーンに10立方メートル/日の有機性廃棄物を投入する。そこに、もどし堆肥と呼ばれる土10立方メートルを混ぜる。それを4メートル/日動かして、25日かけて100メートル移動させていくと、生ゴミは綺麗に消滅しサラサラの堆肥が出来上がる。

・25日の間にバクテリアの活動により発酵を繰り返すが、状況に応じて、し尿を吹きかけたりしながら一次発酵、二次発酵を促し、最高で90度近くまで温度が上がっていく。それだけバクテリアの活動が活発だという。

・最初はツーンとした匂いが気になったが、100メートル先では、匂いは全くなく、サラサラの堆肥が出来上がっていた。それをまた、もどし堆肥として利用するので、結局、発酵層レーンの中で全てが完結してしまうというわけである。つまり、一切、何も外に出さない、究極の循環である。

・もちろん、堆肥としての活用も可能であり、希望する人には無償で配布しているという。

・レーンそれぞれにチェーンスクープ型攪拌機が設置されていて、前方に移動させながら攪

拌、混合を行うため、作業員の方達もそれほどの重労働はないということであった。

(2) 社長との面談

・現場視察の後、会社事務所の応接室で羽坂社長と面談を行い、社長から循環型社会構築への熱い思いを語っていただいた。

・ハザカプラントは、生ゴミなどあらゆる有機廃棄物を処理するプラントとして1984年に稼働を始め、今では全国に15ヶ所に広がっている。25日で完結するが、通常は4～5年かかるそうである。なぜ25日のできるかといえば、それは1グラムあたり300億もの惨猛なバクテリアの働きによるものである。

・独自にハザカプラント研究所を1995年に設立し、発酵科学の研究に取り組み、分離培養した結果、こうした微生物の働きを突き止め、そのうちの一つに学名「ハザケンシス」が命名されている。

・元々は、県南衛生工業所というし尿処理施設を妻と二人で経営していて、当初、昔ながらの農地へ戻すために、そのし尿の利活用を考えて、近隣の65町歩の栗畑に、し尿を戻していた。ところが、畑の雨水が海に流れ海が汚れるから、し尿を撒くのはダメだと行政から言われ、一時は倒産しかけた。

・そこで、昔ながらの堆肥づくりに目を向け、農家が連綿と築いてきた堆肥化の手法をシステム化できないかと考えて、研究を重ねた結果出来上がったのがハザカプラントである。農家の皆さんは自然に身につけたもので、なぜ、そうなるかはわかっていない。そのことを科学的に解明したもので、日本民族独自の価値観に基づいた、先祖が残してくれたものを形にただけだという。

・江戸時代の260年間は自給率100%で、究極の循環型社会である。また、この時代のミネラルバランスは非常に良かった。それはイコール土の中に含まれるミネラルが豊富だったからである。良質な堆肥によって良質な土づくりをすることで、良質な作物作りにつながる。そこで育てたものを食べれば、当然身体に良いし、精神的にも良い。なぜ、発達障害が多いのか、それはミネラル不足だと社長は言う。

・現在、下水道に付属する焼却炉は全国に2,000箇所ある。それらを全てハザカプラント化できれば、焼却施設はいらない。食料自給率を向上させるためにも、健康を増進させるためにも、良い土づくりは絶対条件である。環境と経済の両面がしっかりとサイクルするシステム作りが重要である。焼却施設の発展により途絶えつつあるこのシステムを全国にもう一度復活させようと社長は意気込んでいる。そして、そこには政治と行政が重要な役割を担っている。

・会社の経営は、仙台市のし尿処理の委託業務により成り立っている。生ゴミなど有機廃棄物は大手飲食店との契約で回収するほか、村田町の一部集落の生ゴミ回収を請け負っている。

5 視察を終えた感想、意見

・浜松市はごみの有料化を決め、その施行時期を令和10年度時点での家庭ごみ一人当たりの目標量を404グラムと定め、それまでは、年度ごとの目標量を下回っていれば、有料化を行わないとしている。

・しかし、404グラムはただ単に一つの目標であってゴールではない。循環型社会に向けて、さらなるごみ減量、資源循環を図っていかなければならず、こうしたハザカプラントの取り組みは一つの参考事例とすべきと思う。

・まとめると、ハザカプラントは、単なる堆肥化施設ではなく、地域資源を循環させるシステムとして約40年間稼働している施設であり、また全国に15ヶ所、同様の施設が稼働していることを考えると、その実績は十分である。特に、生ごみやし尿などを一体的に処理する点は、環境負荷の低減だけでなく、施設整備費や運搬コストの削減にもつながる可能性がある。

・おりしも、今後、環境部において、浜松循環経済パートナーズを立ち上げ、官民連携や事業者間の取り組みを調査研究していくということなので、ぜひ、参考にしてもらいたい。

視察報告書

1 視察先：秋田県大館市：中学校吹奏楽部の地域移行に向けた取組

2 視察日：令和7年8月27日（水）

3 視察目的

少子化の進行や教員の働き方改革に伴い、学校部活動の地域移行が全国的な課題となっている。運動部に比べ文化部活動の地域移行は遅れており、特に吹奏楽など専門的指導を要する分野では、地域人材の確保や運営体制の構築が大きな課題となっている。秋田県大館市では、文化庁の支援を受けて「地域で創り、楽しみ、支える文化クラブ活動の未来」と題した実証事業を展開しており、地域の吹奏楽連盟と連携して中学校吹奏楽部の地域移行を進めている。実際の取組内容、成果、課題を把握し、今後の部活動の地域移行のあり方を検討していきたい。

4 視察内容

・JR大館駅内にある「駅なか交流センター」で、吹奏楽部の地域移行に取り組む大館市教育委員会教育研究所、「架け橋コーディネーター」XXXXXXXXXX氏から話を伺った。

・大館市は教育先進市で、「大館盆地を学舎に市民一人一人を先生に」をコンセプトに大館ふるさとキャリア教育を実践している。こうした教育に関し、他都市からの視察が絶えないようだ。（世田谷区は毎年来ているとのこと。）大館市が実践する教育は、点数を取るための教育ではなく、授業を通して生きる力を学ぶ、日常の実践を主体にした教育であるという。

・こうした教育理念のもと、部活動の地域移行にも取り組んでいる。決して多忙化解消のためではなく、学校の枠を超えて吹奏楽人口の減少に関係者は危機感を持ち、先生たちも必死で取り組んでいる。

・大館市では、文化庁の実証事業として令和3年度から、吹奏楽部活動の地域移行に向けたモデル事業を実施している。市内の中学校数校が対象となり、地域の吹奏楽連盟が主体となって「地域クラブ」を設立。学校の枠を超えて生徒を受け入れ、地域指導者による指導を行っている。市は、補助金に自主財源を加え、講師謝金、会場使用料、楽器修繕費などを支援している。

・吹奏楽は元々組織がなかったので、受け皿となる組織を作りたかったが、自主財源の目処が立たず難しかった。そのため、吹奏楽連盟の中に地域支援部を作り受け皿とした。地域移行の目標として、「吹奏楽の専門的な指導を受ける機会の保障」、「将来的に地域と連携した吹奏楽活動に持続的な体制」、「生涯にわたり吹奏楽に親しむ環境を広げ、市民と共に地域の音楽文化を醸成」の3つを掲げた。

・今までは、学校の顧問がコンクールなど全てを仕切っていたが、今では、吹奏楽連盟が中

心となり、練習計画や演奏会を企画・運営している。学校の顧問教諭は指導的立場でなく、連携・調整役として関与している。顧問の先生もこうした地域の関わりを歓迎しているが、中には、指導的立場を続けたい先生もいる。こうした指導に関わりたい先生のために兼業が認められているものの、報酬はどうするのか。国予算化もされていない状況である。

・課題は指導者の確保だという。吹奏楽連盟から推薦や情報提供を受け、現状やニーズに即した4つの区分に分類される講師を選定している。一つは専門講師で、主にコンクール対応や基本奏法など専門的な内容を担当。二つ目は地域指導者。社会人吹奏楽団員等の経験者で、専門講師の指導を共有・継承し、日常の練習指導を行う。三つ目は見守り指導者で、指導補助や講習会の運営を行う。四つ目は練習協力者で、生徒とパート練習を行う。

・こうした段階を踏むことで、初めは、練習協力者から入り、経験を重ねることで専門講師まで育成するという考え方である。

・企業の理解も進み、勤務時間であっても講師としての活動（兼業）が了承されている企業もある。商工会議所内で部活の地域展開を検討する体制ができているとのこと。教育委員会が企業を訪問して理解を得たとのことである。浜松市は企業が揃っているので、それをどう活かしていくか、とアドバイスをいただいた。

・世間は、どんどん部活から離れていく。それぞれのクラブチームへ通う者、習い事、塾など個別の活動が中心になっている。しかし、地域移行となって学校から離れるとはいえ、学校教育としての役割もあるのではないかと。教員も地域の一人として参画することが求められる。

・取り組み始めて5年であり、大館市もまだ軌道に乗っているとはいえ、土壌を耕している段階であるとのことであった。

5 視察を終えた感想、意見

・浜松市では、来年10月からの地域移行本格実施に向けて、今年の8月から7ヶ所で地域移行の実証事業に取り組んでいる。中学校区単位で新規地域クラブを創設し、体制整備を進める上での課題の検証、また、既存クラブにヒアリングを実施し、認定地域クラブ以降に必要な要件や行政支援のあり方を検討することとしている。

・この実証事業の詳細はまだ把握していないが、吹奏楽部に関しての具体的な動きはあまり聞かない。運動部活と同様に文化部活も地域移行をしていく必要があり、文化部活の中でも吹奏楽部の移行への取り組みの話が聞けたことは良かった。

・行政、学校、地域団体が一体となって進めている先進的な事例であると思う。特に指導者の確保については、4つの区分を設けていることが特徴的で、ここは参考になる取り組みである。また、アドバイスしていただいた、企業との連携、商工会議所の理解、こども提案できる内容であると思う。

・吹奏楽は、高齢になってもできる類のもので、幅広い年齢層が関われる。そういった意味で、指導者の確保、生涯学習としての位置付けはしやすいのではないかと。また、地域移行の

持続可能性も見出しやすいのではないと思う。

・実証事業の結果を見た上で、今後の取組がどのようになるのか教育委員会の方針、考え方を待ちたいところであるが、吹奏楽に関しては、指導者の確保・報酬支払い、練習場所の確保や楽器の保守にかかる経費の負担、保護者負担、自治体の支援、団体の負担など役割分担の整理、地域格差をどう埋めていくのか等、実証事業の結果も踏まえながら研究していきたい。

会派視察 報告

創造浜松・国民民主党浜松；関 イチロー

目 程：令和7年 8月 25日(月) ～ 27日(水)

【第1日目】

視 察 先：世田谷区立羽根木公園・プレーパーク

視察項目：プレーパークについて

世田谷区議会事務局 調査係 遠藤大輔副係長の出迎えを受け、世田谷区 子ども・若者部 児童課 児童育成担当 高野由美子 係長の案内で、NPO プレーパークせたがやの羽根木プレーパーク [REDACTED] から説明を受ける。

この施設は「自分の責任で自由に遊ぶ」がテーマ。

プレーパークは、1970年代、都市環境の中で窮屈そうに遊ぶ我が子(例えば、禁止事項の多さ、その立て看板など)の様子に疑問を抱いた夫婦が、ヨーロッパの「がらくた遊び場」「ロビンソン遊び場」「冒険遊び場」をヒントに、地域の住民と始めた手作りの遊び場が土台となって誕生した。

1979年(昭和54年)、世田谷区の国際児童年記念事業として始まり、開設当初から区と住民との協働による事業として実施し、羽根木プレーパークを地域に根ざした遊び場として住民が主体的に関わり運営したのだが、単年度での契約で、署名活動により継続運営になった。そこには、地域住民から自分たちで行いたいという申し出があり、これは世田谷区独自の文化であるとのことであった。



①



②



③



④



⑤

⑥

⑦

⑧



⑨

⑩

⑪

⑫

- ①：2、3歳の二人が、木の板に釘を打っている。
- ②：金槌が気に入らなかったのか、他の金槌に変えた。
- ③：高い台だが、登り口がない。一般的には、親が高いところに乗せるのだが、自分の体力に合わせ、自分で登る。
- ④：寄付金で作った手作りの滑り台。これにも昇り階段がなく、滑り台のガードもない。
- ⑤：ツリーブランコ
- ⑥：ウォータースライダー。斜面を利用し、滑り台の上にブルーシートを張り、最下部は水を張ってある。滑り台上部の樹間に穴の開いたホースを配し、水を流している。
- ⑦：冬場に焚火をする場所(かまど)
- ⑧：かまどで燃やすことを推奨しているような・・・
- ⑨：おおよその全景(プレーパークの面積：3,000㎡)高低差がある。
- ⑩：水遊びで濡れた衣服を自分で乾かす。裸足である。
- ⑪：自分の持ち物は自分で管理。
- ⑫：プレーパークのモットーと約束ごと。

動画も掲載できると良かったが、子どもたちがしたいことを身体を使ってできる。躍動感と歓声を伝えられないことが残念である。

■さんはサポーターであり、がおっしゃるには、研究施設ではなく、子どもたちがどう感じるかが大事であり、それは年代・世代により変化をしているとのことであった。ケガも大事。自分で感じるができるから。できなくても良い。チャレンジすることが大事。特に保護者に伝えたい。

地域の問題は地域で解決。行政には無理である。アンケートを取り、遊具の要望などを聞いているということであった。

会場を世田谷区梅丘分庁舎に移し、■さんはプレーパークに残り、渡邊祐士 児童課長：副参事(児童施策推進担当)(兼任)と嘉部 実乃里さんが加わる。

小生が提出した質問に現場でもお答えいただいたのだが、提出した項目は以下の通りである。

羽根木プレーパーク視察に際しての質問項目

① 設立の経緯とその趣旨について

「1979年(昭和54年)、世田谷区の国際児童年記念事業として、羽根木公園の一角に一年の予定で開かれ、翌年肉の継続事業として認められ、行政が住民に事業運営を委託し協働するが始まりました。」とありますが、もう少し、具体的な経緯をお教えてください。

② 子どもたちにとっての存在意義と影響について

③ 運営形態と運営組織について

「1979年の開設当初から、区と地域住民の協働で運営されています。現在は区がNPO 法人プレーパークせたがやに事業を委託。場と資金は区が確保し、運営はプレーワーカーと、地域住民でもある世話人(運営ボランティア)たちが担うという『二人三脚』方式です。」とあります。

令和6度の区との契約状況について

契 約 日：令和6年4月1日

工(納)期：令和7年3月31日

件 名：プレーパーク事業の運営委託

契約相手方：NPO プレーパークせたがや

契約金額(円)：48,875,042

とありますが、「羽根木」、「世田谷」、「駒沢はらっぱ」、「烏山」及び「そらまめハウス」、「プレーカー」などを含んだ金額なのでしょうか？

出来ましたら、費用についてもご教授ください。

④ 現在の課題と今後の展望について

④の質問に加え、「自分の責任で自由に遊ぶ」とは言え、ケガなどがあつた時の対処についての具体例について、ご教示ください。(所有者不明の山野で起こった場合には、不問となる傾向がありますが、施設となるとその責任の所在・程度が問題となります。アメリカなどでは、盗人が侵入した家屋において、例えば床を踏み抜いてケガをした場合に損害賠償が発生する事例があります。)

以上

③について、以前は、専業主婦が多く世話人が多かったが、共働きの家庭が多くなり、プレーパーク活動の考えにシンパシーを感じるが、世話人になるのは難しいと感じる。運営契約金のうち約4,000万円はワーカーの人件費(経験値により差がある。以前はもっと定額であった。)であり、世話人は無償である。福利厚生および事務費が230万円ほどであるとのことであった。本区は委託であり、他自治体の場合は補助事業になっている。また、施設内の子育て支援施設、おでかけ広場「そらまめハウス」は別経費である。

④について、現在の子どもは、「石さえよけられない」ようで、遊ぶ力が減退していると感じる。安心・安全が先行しすぎ(大人の先回り)、それはアリバイ作りではないか?それは子どもたちの成長にどのように影響するのか?指示待ちが増え、遊びの中の学びにヒントがあるのでは・・・不登校は日本と韓国のみでその原因は、詰込み教育にあるのではないか?

こども家庭庁は100ヶ月ビジョンを唱え、乳幼児期からの社会・情動的スキル(認知能力)の重要性を指摘している。

話は親や教師と子供の上下の関係ではなく、斜めの関係性、サードプレイスにまで及んだ。それが、子どもたちの成長時期において、適切な時期に適切な体の使い方・関係の重要さを説いていただいたように考え、そのような場の提供の可能性について考えるところである。

今後の課題としては、世話人の確保とその立ち位置と設立にあたっての公園課の責任者の理解とは変わってきており、児童課から蘇陽の許可申請について、越えなければならない課題を突き付けられるという。また、「プレーカー」や「プレーリヤカー」事業の展開について課題があるとのことであった。

本年度5か所目の「砧あそびの杜プレーパーク」が開設され、これで区

内のすべての地域の設置が完了した。

子どもたちが成長する過程で、その年代に必ずやっておかなければ(体得しなければ)ならないこと(後からでは得られない、その時だけ)があるはずで、例えば身体的には、おたふく風邪に罹るといふこと、成人してから罹ると重篤な症状や合併症が発症すると言われている。現代の子どもたちには、体を動かして得られる何かを、スルーしてしまっているように感じる。

【2日目】

視 察 先：(株) ハザカプラント工業 (宮城県柴田郡村田町)

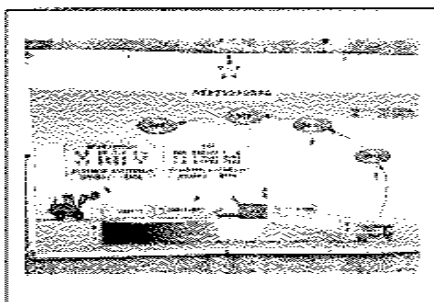
視察項目：有機廃棄物の資源循環について

説 明 者：(株)南衛生工業 葉坂 勝 代表取締役

所在地は、仙台市中心街からタクシーで8,000円強かかる位置に立地する。

このプラントは、資源循環システムを科学的に研究・分析して生まれた有機排泄物の資源循環処理施設で、これまで廃棄物とされてきた「地域資源」を再生させ、途切れていた循環を回復させる施設とされているが、日本古来の「堆肥づくり」であり、以前は4～5年程掛かっていたものを微生物の力を活性化することにより発酵を25日でという短時間で行うというものである。

このシステムは実にシンプルで、施設は、幅3m、深さ2m、長さ100mのレーンの中で完結する。



左図にあるように残液物、排せつ物と完熟堆肥(ハザカコンポスト)の固形の有機発酵物(このシステムから生産された堆肥を循環させている)を投入し攪拌をし一次発酵を促す。発酵環境が整備され、土着微生物やバクテリアの発行を促す。

数日して、水分や栄養源を補給し二次発酵

を促すため、バキューム車などで収集したし尿などの液状物を貯留槽から表層に散布することにより発酵を促進する。そして、完熟堆肥となる。

投入直後は、かなり臭気強いが、発酵にするに従い臭気は弱くなり、完熟堆肥ではおおよそ無臭となる。ビニール袋や発酵しないものを分別しなくても、そのまま残り、後でそれを取り出せばよい。発酵するに従い、堆肥内の温度は徐々に上昇し、発酵が完了すると常温になる。

それを、農業生産者に譲り、生産物を流通・加工し、消費者に渡り、その残渣が再びこのプラントに運び込まれる循環システムである。

現地には、12レーンあり(2レーン1棟当たり約350坪必要)、社員の方にお聞きすると、1レーン当たり建設コストは約1億円とのことであった。

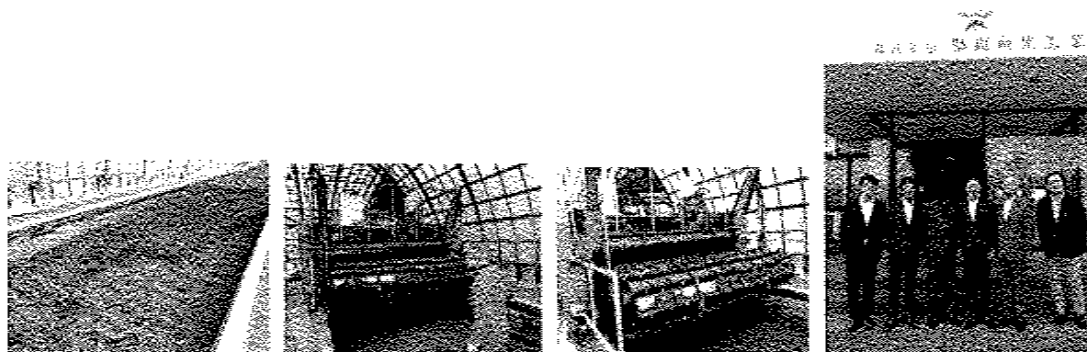


①

②

③

④



⑤

⑥

⑦

⑧

① ②：プラントの全容

③ ④：奥に行くに従い堆肥温度が80～90℃に上昇

⑤：完熟堆肥になるに従い容量は減少する

⑥ ⑦：攪拌機であり、攪拌と堆肥土の移動(1日あたり4m)および二次発酵時の液状物を散布する。作業時間は1日あたり1～2時間、消耗品の交換で、半永久的に稼働可能。葉坂社長の特許である。

⑧：葉坂社長と共に

この事業を始められるのにご夫婦で大変ご苦勞をされ、事業廃止にまで追い込まれたが、その際に農家の方々に生ごみや家畜の糞尿、下水汚泥などの処理について聞いて回った。そして、戦前までは食料自給率が100%

であり、排せつ物や食品廃棄物を土に還す循環型農業をしていたことが判明したことにより、化石燃料を使わず、バクテリアを使ったこのシステムを開発した。全国には1,500 炉の清掃工場があるが、その数は世界の半数を占めるが、それで良いのか！？戦前は、伝染病が蔓延をしなかったし、花粉症やアトピー性皮膚炎もなかった。これは、ミネラルの摂取と関係するのではないか？動植物の残渣は、最終的には弱酸性の同一性のモノになり、命の循環が行われているからだとの力説された。

2020年7月現在、全国15カ所、47レーンが設置され、35年以上安定的に良質な堆肥を製造し続けており、またハザカ発酵素材には1g当たり100億匹もの微生物が生息し、100～1,000種に及び、その微生物群から世界で最も美しく病原菌やがん細胞を殺す能力を持つ微生物を発見し「ハザケンシス」として学名を提唱したと資料にはある。更に、猛毒ガス(硫化水素)も食べるとしている。(特願2015-53937「有機性排出物の発酵生産物を利用した有機性揮発成分の除去方法」研究グループ：熊本南衛生工業、国立大学法人 東北大学、国立研究開発法人 産業技術総合研究所、仙台環境開発㈱)

傾聴に値するお話、ご説明を受けたと考えている。今の清掃工場、下水処理システムの方式に一石を投じるものだと考えるし、本市も試験的に導入をすることを検討してもよいと考える。(全国一律の方式・システムと考えると無理だが・・・)

【第3日目】

視 察 先： 駅なか交流センター（JR大館駅内）

視察項目：吹奏楽部の地域展開について

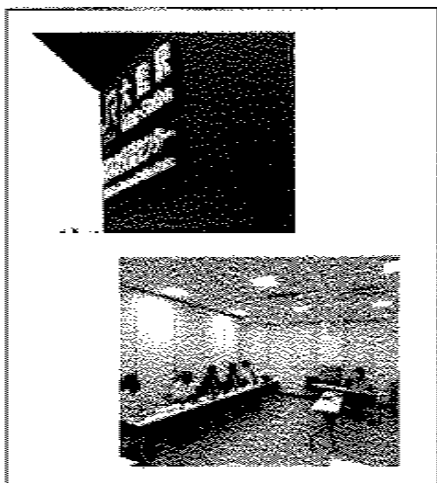
説 明 者： XXXXXXXXXX 大館市教育委員会 教育研究所、架け橋コーディネーター、大館地区吹奏楽連盟「地域展開支援部」事務局・コーディネーター

進 行 役： 中野 岳春 同教育委員会 学校教育課、教育アテンダント(地域おこし協力隊)

同 席 者： 前田 祐也 同課 学事係 主任主事

山本先生より『地域で創り、楽しみ、支える 文化クラブ活動の未来

『～秋田県大館市の実践～』として説明をいただく。



山本先生は、教育現場に20年、教育委員会に20年勤務された経歴がおありとのことである。

秋田県の小・中学校の学力が高いことはよく知られるところで、2019年に実施された「全国学力・学習状況調査」は、2位の福井県に比べ正答率で0.7%高い67.8%、偏差値で3.8高い82.0（因みに、静岡県は8位で、63.2%、57.1）であり、全ての教科で全国平均を上回った。

その中でも大館市は、自己肯定感、地域貢献への意欲（2013年に42%であったが、2021年には71.2%となり、これは全国平均の約2倍）、将来の夢や目標がある、家で学校の復讐をしている、規則正しい生活リズムができていて、スマホやゲーム時間が少ないなど、子どもたちが良好に成長している姿が見て取れる。それは、大館ふるさとキャリア教育（「大館盆地を学舎に、市民一人一人を先生に」という本市独自の教育理念）やおおだて型授業（子どもたち一人一人が他者の個性を認め共感しながら個々の能力を結集し、課題解決に挑むウ学び。授業の視点：「前に踏み出す力（アクション）」「考え抜く力（シンキング）」「学びを支える集団づくり（チームワーク）」で構成される独自のスタイル）、教育の質向上への取り組みを、2011年から取り組んできた。学校授業の視察に多くが来ていおり、中には世田谷区は毎年1週間訪問しているとのことであった。

令和3年度：文化庁事業で地域文化倶楽部の思考を行い、大館ジュニアバンドを創設。地域文化倶楽部の設立はならず。中学校の地域移行の着手。市では担当課決まらず。

令和4年度：運営主体を地区吹奏楽連盟へ委託。部活動指導員の導入（文化部、吹奏楽部2校へ）、教育委員会義務教育課が担当課となり動き出す。

令和6年度：大館市「部活動地域移行推進計画」が完成

山本先生が挙げた課題は、「指導者がいない」「一般人が指導するのは無

理」「財源をどうするのか」と言う点であった。

文化活動地域移行の目標

1. 吹奏楽の専門的な指導を受ける機会を保障する
2. 将来的に地域と連携した吹奏楽活動の維持可能な体制を探る
3. 生涯にわたり吹奏楽に親しむ環境を広げ、市民と共に地域の音楽文化を醸成する

スポーツ団体には組織があるが、文化面にはなく、自主財源が乏しい。

現在の活動概要としては、地域合同型(市内中学校から1校を借用)と派遣型(希望する中学校)クラブがある。

また、運営体制としては、

専門講師：市内にはいないので秋田市から

地域指導者：現在11人

見守り指導者：12人。指導補助(先細りの可能性があり、経験を積むことで地域指導者になれば・・・)

練習協力者：指導者には該当しないが、やっているうちに熱が入り、見守り指導者になってくれれば・・・

主な移動手段は、保護者による送迎。一人当たりの参加会費等(1,200円/年)、一人当たりの保険料(スポーツ安全保健：生徒一人当たり800円/年、指導者一人当たり1,850円/年)

派遣型：参加人数85人、指導者数(専門講師6人、地域指導者1人、見守り指導者7人、練習協力者14人)【約70万円。210時間/年】

専門講師：1時間あたり5,100円+旅費またはガソリン代

地域指導者：1時間あたり1,600円

見守り指導者：1時間あたり1,200円

練習協力者：1時間あたり1,000円

合同型：参加人数113人、指導者数(専門講師6人、地域指導者5人、見守り指導者14人)

合同型①：楽器ごとの扱い方、基本奏法、基礎練習など、

参加費徴収	53,100
専門講師謝金・旅費等	147,171
地域指導者謝金	34,804
見守り指導者謝金	26,400
事務謝金	22,680

合同型②：各楽器の特徴、合奏の基本、効果的な練習方法

参加費徴収	10,800
専門講師謝金・旅費等	22,478
見守り指導者謝金	21,600
事務謝金	13,230

【大館市の事業収入内訳】

文化庁実証事業委託費：	709,465円（98.8%）
都道府県単費：	0円（0.0%）
市区町村費：	0円（0.0%）
地域団体等自己負担：	2,647円（0.4%）
受益者負担：	5,900円（0.8%）
その他収入：	0円（0.0%）
総計：	718,012円

【吹奏楽連盟地域移行支援部の事業収入内訳】

	決算額
市区町村委託料：	646,865円
自己調達	
団体等自己負担：	2,647円
受益者負担：	63,900円
その他収入：	0円
総収入：	713,412円

運営や指導については、市内の社会人吹奏楽団5団体に理解をしてもらい、全面的に協力を得ている。今後は地域クラブとして中学生の受け皿づくりを検討している団体もある。

また、新たな連携先としては、市商工会議所の調査研究団体による社会人を含めたスポーツ・文化芸術クラブ活動の検討が始まり、受け入れ可能な団体の独自調査とリスト作成、企業の理解促進や協力依頼（部活動関係団体と教育委員会合同で企業を回る）、自主財源の確保、送迎に利用できる新たな交通手段の模索に動き出している。（市職員の兼業業務）行政と学校、家庭だけの取組ではなく、地域や企業を巻き込み地域社会全体の仕組みづくりへと、将来的には発展していけるよう連携を強化していきたいと抱負を語って頂いた。

世の中の多様化を受け、大館市の部活動も全員参加を3年ほど前から必修を外した。部活動離れや体験格差の拡大は、今後一層深刻なものになっ

て行く。その様な中、どんなに優れた指導者であっても、運営まで引き受ける人はいないし、不可能である。既存団体を受け皿に、複数人での役割分担・チーム体制を作ること。大館市は先生が部活を指導したいと思う割合が多いとのことであったが、教員も、場合によっては市職員も地域の一員として参画してもらい地域社会の皆で支える体制がのぞましいとおもうのであるが・・・

望むべくもないが、■■■■先生の様な教育現場も行政も知り尽くし、地域に入り汗をかき、前の進んでいくコーディネーターが是非とも必要に考えるが、本市ではそこまで配慮をしているのであろうか。

国の姿勢について聞いた。

本気ではあるが、具体には欠ける。ノウハウを持っていないように感じる。腹をくくっていないのではないか。また、文部科学省、文化庁、スポーツ庁のまたがる事業であるが、連携がおぼつかないと感じることがある。更には、この事業は文化庁の委託事業であるが、単年度事業で、毎年の更新が必要で、毎年の業務量の多さと様式の変更には辟易しているとのことであった。

現場での強烈な生の声を聞き、かなりの覚悟を持って臨む必要を実感した。

以上

視察報告書

創造浜松・国民民主党浜松
潮東秀隆

視察先：世田谷区 羽根木プレーパーク

本視察は、子どもの主体的な育ちを支援する遊び場「プレーパーク」について、全国的な先進事例の一つである世田谷区 羽根木プレーパークを訪問し、その運営体制、施設の設え、地域住民との協働体制について学ぶことを目的として実施した。

羽根木プレーパークは、1979年に開設され、現在も区とNPO法人「プレーパーク せたがや」および地域住民との協働により継続的に運営されている、日本で最も歴史ある「冒険遊び場（プレーパーク）」のひとつである。

プレーパークの特徴として、「自分の責任で自由に遊ぶ」**という理念のもと、火遊び・水遊び・木登り・基地作り等、子どもが日常で体験できなくなった「冒険的遊び」を許容する空間があり、危険を排除するのではなく、子どもが挑戦しながら危機回避能力を育む機会を意図的に残している。現場では、専門職（プレーワーカー）の配置により、危険の予防・介入の判断が適切に行われている。

利用者数・定着率の高さからも、子どもにとって魅力的な場であり続けていることが伺える。

《浜松市での展開》を想定した課題として、

まずは、施設運営の構造的課題として、世田谷区では、長年にわたりNPOと区との信頼関係・協働実績が蓄積されており、「特命随意契約」による業務委託が可能となっている。しかし、本市ではこのような継続的で信頼性の高い市民団体の存在がまだ十分に形成されておらず、安定運営に必要なプレーワーカーの人材育成や雇用環境の整備も課題。また、プレーパーク運営には安全管理・事故対応・近隣住民への説明責任など、日常的な判断力と経験が不可欠である。

2番目として、地域性の遠いと歴史的背景である。世田谷区では1970年代から「市民主体の子育て」「公共空間の利活用」といった思想が根付き、地域住民による自発的な活動が行政と連携しながら展開されてきた。一方、浜松市では地域によって市民活動への参加意識や担い手の層に差があり、特に子育て世代の地域参画が十分でないエリアではプレーパークのような「地域協働型施設」は運営が難しいと想定されるとともに、羽根木ではプレーパーク開設時から「冒険的な遊び」を受け入れる文化が育っており、浜松市の一般的な公園管理意識（安全第一・クレーム回避志向）とは乖離がある。

3番目として、公園行政の運用方針との整合性にも課題がある。プレーパークでは、既存の公園利用ルール（火気厳禁・器具の持ち込み禁止など）と一部矛盾する運用が求められる。浜松市では、リスク回避型の公園管理方針が一般的で、職員や指定管理者による柔軟な運営判断が難しい現状がある。

このような課題を考慮しての浜松市における展望は厳しい点が多く見られる一方で、段階的に「プレーパーク的要素の導入」を進める余地があると考えられる。

まずは、以下の項目としてモデル地区の選定と限定的導入が考えられる。

- ・地域力が高く、子育て世代の活動が活発なエリア（例：浜北・西区一部など）において、実証的に取り組む。

- ・火気使用など高リスク活動は除外し、泥遊び・木工・基地づくり等に限定した「準プレーパーク型拠点」を構築。

2番目としてNPO・ボランティア団体の育成支援体制の構築。

- ・中間支援組織との連携により、プレーワーカーの研修制度を設け、子どもに関わる市民団体の担い手育成を図るとともに、NPO設立や委託運営につなげることを中長期ビジョンとして計画的に支援。

3番目として、学校や子育て支援施設との連携である。

- ・プレーパーク常設は難しくとも、地域の学校や子育て支援拠点（こども館、児童館）などと連携し、土日祝に「冒険あそび場」イベントを開催して、「イベント型の体験機会」を継続することで市民意識を醸成する。

《まとめ》

羽根木プレーパークは、行政・NPO・地域住民が三位一体となって育ててきた先進事例であり、その形をそのまま浜松市に導入することは、現時点では運営体制・文化的土壌の違いから困難と判断される。

しかし、「子どもが自由に遊ぶ場を保障する」という基本理念は、浜松市のまちづくりにおいても今後重要性を増すものであり、段階的・地域特性を踏まえた導入を図ることが望まれる。

視察報告書

創造浜松・国民民主党浜松
湖東秀隆

視察先 仙台市「ハザカプラント」

・ 場所：仙台市 株式会社秋田県南衛生工業「ハザカプラント」

本市における循環型社会の構築や廃棄物処理負担の軽減に向け、先進的な地域資源循環リサイクルの取り組みを学ぶため、仙台市「ハザカプラント」を視察した。

株式会社秋田県南衛生工業 代表取締役 葉坂 勝 氏から、設立に至る経緯や運営状況、今後の展望について説明を受けた。主な内容は以下のとおりである。

当初は行政の事なかれ主義や既存業者との軋轢により、事業継続が困難な時期があり、一時は死を選ぶほどに追い込まれたが、農家の方々からの支援と着想を得て、有機廃棄物の処理を出発点とする新たな循環事業を開始し、現在は全国に14カ所展開する会社となった。

事業内容

有機廃棄物を活用し、自然に土へと還る循環を実現。自然の仕組みを生かしたリサイクルプラントとして、地域に根差した資源循環を実現された。

事業の広がり

現在、「ハザカプラント」は全国14か所に展開されているが、一般社会からは未だ受け入れにくい側面もあるが、循環型社会構築に向けた先駆的取り組みとして注目を集めている。

葉坂氏の体験には、従来の廃棄物処理の枠を超え、農業や地域資源とのつながりの中で新しい循環の仕組みを作り上げてきた強い信念を感じた。単なるリサイクル事業ではなく、「地域と共に生きる循環型社会」を志向している点に大きな意義がある。

浜松市においても、廃棄物処理の負担軽減や持続可能な循環社会の構築は重要な課題であるため、ハザカプラントの事例は、本市における有機性廃棄物処理や農業との連携に活かせる可能性があると考ええる。

循環型の仕組みを取り入れることで、処理コストの抑制だけでなく、環境負荷低減や農業振興にもつながることが期待される。

したがって、浜松市としても同様の発想を参考にしながら、循環型社会の構築に向けた取り組みを検討する必要がある。

視察報告書

創造浜松・国民民主党浜松
湖東秀隆

視察先 秋田県大館市

視察目的：中学校における部活動の地域展開
視察概要

大館市では、元教員が豊富な経験と教育委員会職員としての実績を活かし、部活動地域展開の中核を担っている。

文化庁の補助対象事業にエントリーし採択を受け、文化系部活動の吹奏楽部を中心に地域展開を進めており、今までの人脈を活かして学校顧問・専門指導者・地域団体の三者連携を基盤に、地域での支援体制を整備しつつある。

文化庁が示す補助対象事業により、地方自治体が文化系部活動の地域展開を推進しやすい環境が整えられており、大館市も国の財源を積極的に活用して事業の実施に弾みをつけている。

一方、文化系部活動特有の課題として、吹奏楽をはじめとする文化系部活動は、専門性の高い指導者の存在とともに、顧問教員だけに依存せず、外部指導者や地域団体との協働体制が不可欠である。

このような中、地域との協働体制も計画段階から検討されていて、学校・地域団体・OB・保護者がそれぞれの役割を担い、持続可能な仕組みを構築、特に地域音楽団体との連携が有効である。

また、金銭面での課題として、国の補助金が採択されても、すべての経費を賄えるわけではなく、練習場の確保に伴う施設利用料や、外部指導者への謝金など、金銭的負担が継続的に発生するため、地方自治体として事業費を捻出する必要があり、大館市でも、地域の協力を得つつも予算面での課題が依然として残っている。

このようなことから、浜松市としても、人材・経験・人脈を活かした推進体制の早期構築をするべきと考える。その中心となる人材については、教育委員会文化振興課を中心に、文化系部活動の地域展開を推進するための組織づくりが急務と考える。併せて、財源確保策の検討として、文化庁の補助事業へのエントリーを積極的に行い、国庫補助を最大限活用するとともに、市単独予算の確保、文化振興基金の活用、民間助成金や企業協賛の導入も検討する。

そして、指導者ネットワークの整備も早急に取り組むべきと考え、市内音楽団体・大学・芸術文化協会等と連携し、専門指導者の登録制度（指導者バンク）を整備し、指導者への謝金基準の明確化、安定的な財源確保を前提とした制度設計も行う必要がある。

練習環境の確保としては、中学校の音楽室が主となるが、公共施設（市民ホール・音楽練習室等）を部活動地域展開の練習場として優先利用できる制度も整える必要あると考える。将来的には「文化部活動専用拠点」の整備も検討課題となる。

この部活動の地域展開を機に、持続可能な浜松型モデルの構築もするべきと思われる。
学校ごとに閉じた仕組みではなく、市全体での

- ・「浜松型文化部活動地域展開モデル」の確立。
- ・人材・施設・財源の共有化を図り、長期的に持続可能な体制づくり。

《まとめ》

大館市での取組から学んだのは、文化系部活動の地域展開には「専門性の確保」「地域との協働」「国の支援活用」に加えて「財源確保と練習環境の整備」が極めて重要であるという点である。

浜松市においても、教育委員会文化振興課が中心となり、国の補助金を活用しつつ、市独自の財源捻出や地域資源の活用を組み合わせた持続可能な仕組みを整備することを強く提案する。

創造浜松・国民民主党浜松 会派視察報告書

2025年8月25日(月)～27日(水) 世田谷区・宮城県村田町・大館市

1 世田谷区「世田谷区 羽根木プレーパークについて」

2 宮城県村田町「有機廃棄物の資源循環について

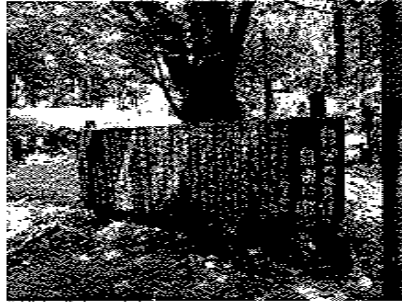
(ハザカプラント(株)県南衛生工業)」

3 大館市「吹奏楽部の地域移行について

(地域で創り、楽しみ、支える文化クラブ活動の未来)」



羽根木プレーパークで世話人と



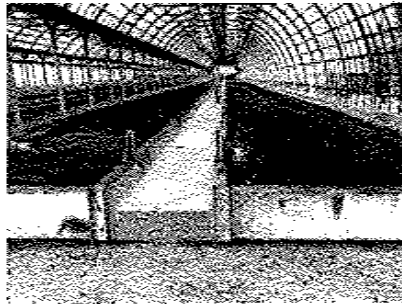
羽根木プレーパーク



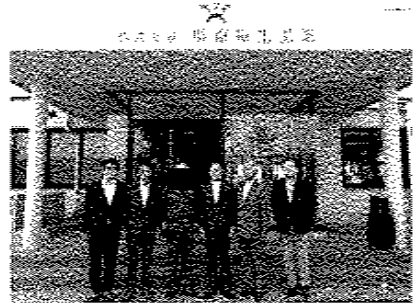
世田谷区・行政からの説明



プラントの説明を受ける



ハザカプラント



(株)県南衛生工業 葉坂社長と



説明会場の駅なか交流センター



大館市・からの説明



質疑応答

創造浜松・国民民主党浜松 遠山将吾(3期)

1-1. 世田谷区 羽根木プレーパーク(世話人より)

視察日時 2025年8月25日(月)10時00分～11時00分

視察場所 羽根木プレーパーク(現場)

視察目的 世田谷区 羽根木プレーパークについて

説明者 NPO 法人プレーパーク世田谷



1. 概要

羽根木プレーパークは、1979年の国際児童年を契機として設立された「冒険遊び場」の一つであり、現在はNPO 法人プレーパークせたがやが区内4か所のプレーパークを運営している。運営の中心には「世話人」と呼ばれる地域住民が存在し、ワーカーと共に日常の活動を支え、また理事などの役員も担っている。地域の主体性を基盤としつつ、行政と連携しながら持続的に運営されている点が特徴である。

2. 設立の経緯

1975年に「冒険遊び場構想」がスタート。当初は児童館跡地や川の暗渠上部を活用し、3年の期限付きで開始。

地域を巻き込んだ実行委員会方式で事業を実施。終了時には「継続を望む声」が高まり、署名活動が展開された。

その結果、区の事業として正式に実施されることとなり、有償職員も配置されるようになった。

その後、区内5地域に順次プレーパークが開設され、各団体が連絡協議会を設立。現在は4団体が集約され、NPO 法人として運営している。

3. 運営体制と地域性

プレーパークは「行政に依存するのではなく、地域が課題解決を担う場」と位置づけられている。

世話人会を中心に、地域住民の意思決定と参画が重視されている。

子どもが遊びを通じて危険を学び、災害適応力や生きる力を育むことを目的としており、被災地での展開にも関心が寄せられている。

4. 遊びと環境づくり

遊具は意図的に「安全すぎない」設計。高所遊具には手すりを付けないなど、子どもが年齢や力量に応じて挑戦できる環境を整備。

ノコギリ・釘などの工具も配置。怪我を経験することで危険や他者への思いやりを学ぶという考え方に基づく。

スタッフは基本的に子どもの行動を止めない。保護者が制止する場合も、子ども本人の意思を尊重するよう橋渡しを行う。保護者も「利用者」ではなく「共に見守る立場」として参加。怪我対応の心得を木に掲示するなど意識付けを行っている。

木製滑り台やかまどスペースは、地域からの要望や寄付、建築士・ワーカーの協力により設計・製作。古い遊具は適宜更新。

敷地は段階的に拡大しており、公園管理者との協議により公園内の他用途部分を取り込みながら成長している。遊具点検は毎日運営団体が行き、外部業者には依頼しない。

5. 怪我への対応

応急手当は運営側で実施。保護者不在の場合は、子ども本人から怪我の状況を聞き取り、説明できる力を養う。重度の怪我は病院受診と事後検診を行う。賠償責任保険に加入しているが、実際の適用事例は1件のみ。見舞金支出の事例もあった。

6. その他の取組

公園敷地内には、子育て支援課が「おでかけ広場(子育て支援広場)」を併設。地域子育て支援と連携し、多世代交流の場としての役割を果たしている。

7. 所見(現場視察を通じて)

羽根木プレーパークは、行政の枠組みにとどまらず「地域住民による主体的な運営」が確立されている点に大きな特色がある。子どもに「安全を与える」のではなく「挑戦とリスクを通じて学ばせる」という哲学は、現代の過保護傾向と対照的であり、子どもの

成長にとって重要な示唆を与える。

また、地域住民と行政の協働が長年にわたり継続され、制度化されてきた歴史は、今後わがまちにおける「冒険遊び場」や「子どもの自主性を育む施設」の検討において、大変参考になるものである。

1-2. 羽根木プレーパークについて(世田谷区役所 自動課より)

視察日時 2025年8月25日(月)11時00分~12時00分

視察場所 羽根木プレーパーク(世田谷区役所 児童課)

視察目的 世田谷区 羽根木プレーパークについて

説明者



1. 運営形態・運営組織

世田谷区では、区全体を5地域に分け、それぞれの地域に1か所ずつプレーパークを設置。約9年をかけて全地域への展開を完了。

現在、5か所のうち4か所は「NPO 法人プレーパークせたがや」が運営。最新の絹田地区のみ別団体が担っている。

羽根木プレーパークをはじめとした事例は全国的に注目され、他自治体からの視察が多い。世田谷区特有の市民活動文化が基盤にあり、地域から自然発生的に世話人やサポーターが生まれてきた。他地域に同様の形態を展開するのは困難であり、「世田谷独自の文化」としての要素が強い。

2. 予算と人件費

プレーパーク事業費は年間約5,000万円(プレーカー事業は別枠)。

人件費は約4,000万円で、プレーワーカーおよびアルバイトの給与が主。プレーワーカーの流出を防ぐため、直近2年間で賃金水準を改善。段階制を導入し、経験や責任に応じて処遇を差別化。福利厚生や交通費等も200万円程度を計上。

世話人(地域サポーター)は無償活動。市民活動の一環として位置付けられている。かつては専業主婦層の協力が厚く世話人を担っていたが、近年は共働き世帯の増加や高齢化により担い手不足が顕著。

今後は無償ボランティアに依存する運営が困難になる可能性がある。

3. 課題と現状認識

子どもの「遊ぶ力」が年々低下していると課長は指摘。社会全体が「安心・安全」を過剰に求め、大人が障害を先回りして取り除いてしまう傾向にある。

プレーパークはその逆を行き、「危険を含む遊びの中で子どもが学ぶ場」として機能している。ただし、行政委託事業としては怪我が大きな課題。

例:ウォータースライダーでは骨折や歯の破損などの事案が発生。遊び慣れていない子どもが交錯することで事故が増える。

怪我の件数が一定以上になると、行政として対応を求めざるを得ない。応急対応や救急搬送体制の強化をプレーパーク側に要請している。

プレーパーク運営者側は怪我への危機感が比較的緩やかであり、公園管理部門と児童課との間でリスク認識に差がある。

保護者の多くは「リスクを理解したうえで来園」しており、重大なクレームには発展していない。これは世田谷で長年積み重ねてきた歴史と文化に支えられている。

4. 行政としての取組・展望

区としては「子どもの遊びの重要性」の普及啓発を進めている。ただし「プレーパーク=外遊びのすべて」とならないよう注意を払っている。

今後はアウトリーチ型の事業拡大を検討している。

プレーカー:軽自動車に遊具を積み、公園や広場に向く移動型プレーパーク。

プレーリアカー:リアカーに乳幼児向け遊具を積み、地域の公園へ持ち込む仕組み。

財政当局の理解が進まず、事業展開に課題あり。

プレーパーク活動を通じて育まれる「非認知スキル(社会情動的スキル)」は、子どもの自己肯定感の向上に資するものと位置付けている。

5. 所見(行政説明を受けて)

世田谷区のプレーパークは、行政と地域住民の協働により長期的に育まれてきた独自の事例であり、地域文化に支えられた運営形態であることが理解でき

た。

特に「世話人制度」に代表される市民主体性は、他自治体で単純に模倣することが難しい一方で、行政委託事業の持続性や担い手不足といった課題を抱えている。

行政としては「怪我のリスク」と「子どもの育ち」をどうバランスさせるかが根幹的課題であり、これをめぐる公園管理部門と児童課の認識差も示唆的であった。今後、プレーカー等の展開を含め「遊びを保障する公共政策」のあり方を検討するうえで、大いに参考となる事例である。

2. 宮城県村田町

視察日時 2025年8月26日(火) 10時00分～12時00分

視察場所 ハザカプラント(株式会社 県南衛生工業)

視察目的 有機廃棄物の資源循環について

説明者 株式会社県南衛生工業 代表取締役社長 葉坂 氏



1. 現場見学(ピット処理工程)

プラントの中心は100m×3m×2mのピット。廃棄物10リューベ(約10t)と、バクテリアを含む堆肥土10リューベを混合し、1回の投入で合計20リューベを処理。

ピット内では1日1回の攪拌を行い、内容物は1日あたり約4m進行。25日で端まで到達する仕組み。発酵の過程で温度が上昇し、投入から10m地点で約60℃、20m地点で約90℃に達する。25m地点では分解が完了し、温度は急激に低下する。

この仕組みにより、有機廃棄物は自然の力(バクテリアの活動)で安全かつ効率的に分解される。

2. 葉坂氏の意見交換

(1) 日本の資源循環文化について

日本人は歴史的に、全ての有機廃棄物を資源化し循環利用してきた民族。排泄物や生活廃棄物を堆肥化し、農業に利用してきた。

発酵過程によりミネラル豊富な土壌を作り出し、野菜を通じて栄養を摂取していた。堆肥1gには約300億個のバクテリアが存在し、地域風土に応じた自然の菌が有機廃棄物を分解している。

(2) 事業の歩み

創業当初は廃棄物処理事業者として活動。しかし既存事業者や行政の妨害もあり困難を経験。

地域農業者と連携し、梨林の施肥に堆肥を活用したところ、生育が向上し事業は好転。

しかし「堆肥が海に流れる」との行政からの反対により再び事業の継続が困難となる。

廃業を決意して農家へ挨拶回りをする中で、古来の日本における糞尿堆肥化の知恵を再認識。

農家からの聞き取りを重ねる中で、「堆肥化に適した年4回の時期(盆・正月などの生活の節目)」を発見し、研究と実践を重ねて堆肥化期間の短縮に成功。

(3) 技術開発と評価

世界的に多くの廃棄物処理施設は焼却を前提とし、残渣物を埋立処分しているが、ハザカ方式はバクテリア分解により残渣物を大幅に削減。家畜糞尿など産業廃棄物も処理可能であり、有害物質も安全な形に分解できる。

行政から「科学的データが不足」と指摘を受け、東北大学に「発酵微生物研究所」を設立。研究成果は令和5年に世界的に評価され表彰を受けた。

平成7年には中嶋教授と連携し、「土づくりが日本の未来を救う」との理念のもと活動を拡大。

(4) 制度・事業環境

国の「地域資源循環型廃棄物処理予算」(約2,200億円)が付いた際、大手メーカーが事業を独占。地場中小には仕事が回らなかった。

農協も大手メーカーとの取引を優先し、地域の循環型処理が進みにくい状況があった。

3. 所感

葉坂社長は「有機廃棄物の資源循環」と「土づくりに」強い信念を持ち、研究と実践を通じて独自の技術を確立してきた。

バクテリアを活用した分解処理は、残渣物を削減し、有害物質も無害化する極めて有効な技術。既存の焼却・埋立依存型の処理方式に代わる可能性を

秘めている。

設備導入コストは1レーンあたり約1億円とされるが、地熱発電などの組み合わせによるエネルギー循環も見込め、長期的には割安と考えられる。

日本が直面する少子化、不妊、発達障害児増加といった社会課題に対しても、社長は「土のミネラルバランスの回復」が根本解決に資すると力強く訴えていた。

4. まとめ

本視察を通じ、廃棄物処理の課題は単なる「処分」ではなく、「資源循環」の視点で捉え直すことが重要であると実感した。ハザカ方式のように地域の知恵と最新研究を組み合わせた仕組みは、持続可能な循環型社会の構築に資するものであり、今後の政策検討において大きな示唆を与えるものである。

3. 大館市

視察日時 2025年8月27日(水)9時00分～10時30分

視察場所 大館市

視察目的 吹奏楽部の地域展開(地域で創り、楽しみ、支える文化クラブ活動の未来)

説明者 教育研究所 [] 氏(架け橋コーディネーター)

1. 概要

大館市では少子化や学校規模縮小に伴い、部活動の存続が難しくなっている現状を踏まえ、吹奏楽部を中心とした部活動の地域移行に取り組んでいる。

学校の先生に依存する従来型の部活動から、地域人材や社会人団体を活用した「文化クラブ活動」としての再構築を進めている。

キーワードは「大館盆地を学舎に、市民一人一人を先生に」。子どもたちが学力向上だけでなく、地域の人々との関わりを通じて「生きる目標」を見出すことを目指す方針のもと、吹奏楽を核としたキャリア教育・地域教育が展開されている。

2. 取組の経緯と背景

大館市は吹奏楽の資源が乏しく、指導者不足の中で「小中学校吹奏楽部の地域移行」を進めてきた。

[] 先生が携わる一般吹奏楽団「大館マーチングバンド・テダオーレ」を事務局として、文科省のモデル事業に応募。吹奏楽人口減少への危機感を背景に、学校外でも子どもから大人まで楽しめる吹奏楽活動の土壌を耕している。

当初、学校関係者から「一般の人が中学生を指導できるのか」との懐疑もあったが、実績を重ねて理解を得てきた。

3. 具体的な仕組み

(1) 組織体制

運営は 大館市吹奏楽連盟が主体。小中高・社会人団体と連携し、事務局機能や自主財源を持つ。

保護者会運営や「スポ少本部」的役割を連盟内に設置し、学校規模に左右されない指導機会を保障。

(2) 活動形態

地域合同型：土日に児童生徒が集まり、各楽器ごとに分かれて専門指導を受ける。

派遣型：外部指導者を希望する学校へ派遣。秋田市からの専門指導者派遣もあり。

小学生の受け皿として「大館ジュニアバンド」を設立。一般団体が指導を担う。

中学校は地域指導者を派遣し、普段は学校で活動、休日は合同練習を実施。

(3) 人材の活用

地域指導者(部活動指導員)：社会人吹奏楽団員などから登用し、中学生指導を学んでもらう。

見守り指導者・練習協力者：当初は消極的だったが、一緒に演奏することで関わりが深まり、継続して指導者へ成長するケースがある。

多様な指導者：OB・OG、中学生が小学生を指導、ALT(マーチング経験者)も参画。

顧問教員：音楽教員が中心に立ちつつ、地域人材と「チーム指導体制」を構築。

(4) 財政面

指導料：専門講師 5,200 円/時

地域指導者 1,600 円/時

見守り指導者 1,200 円/時

協力者 1,000 円/時。

年間予算：約 70 万円(教員の指導料を除く)。財源確保が最大の課題。商工会議所が企業からの賛助金を模索中。令和 13 年度から完全移行予定。

4. 成果と課題

(1) 成果

学校規模にかかわらず、専門指導を受けられる機会を保障。子どもたちの基礎技術が向上し、演奏レベルも全体的に向上。今年度は中高生が地区大会へ出場する成果も。指導や運営の一部を地域人材が担い、教員の負担が軽減。

「大館ふるさとキャリア教育」の一環として、子どもたちが大人を信頼・尊敬する文化が育まれている。

社会人と生徒の共演や合同練習が可能となり、吹奏楽人口の減少抑制にもつながっている。

(2) 課題

財源の確保が不十分。完全移行後の持続可能性に不安。

学校顧問教員の意識差。人事異動で新任教員が加わると、理解の再醸成が必要。

保護者負担(送迎・当番など)が重く、入部敬遠の一因となっている。

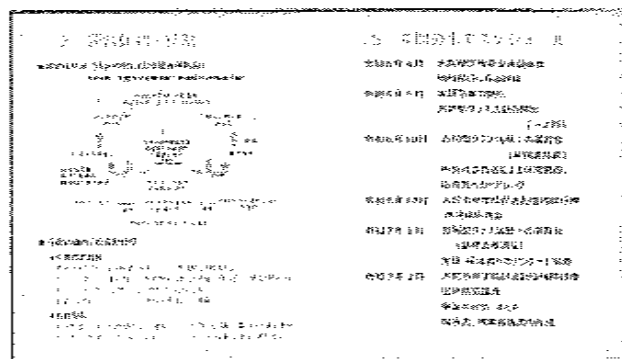
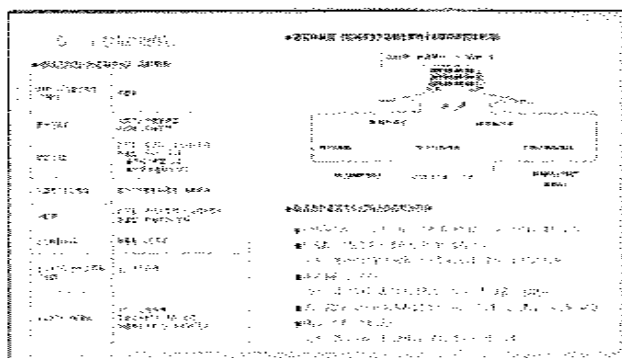
学校文化の中に地域人材を取り込む際には「通訳役」として山本先生の存在が不可欠で、後継者育成が急務。

5. 所感

大館市の取り組みは、単なる「先生の負担軽減策」としての部活動地域移行ではなく、地域全体で文化を創り支える新しい試みである。

教育と生涯学習、地域文化振興を兼ねた取組であり、部活動を越えた「地域文化クラブ」の可能性を示している。

課題は財源と人材育成であり、持続性をどう担保するかが最大の焦点である。しかし、少子化・学校縮小が進むなかで「部活動を地域で支える」ことは避けて通れず、大館市の経験は他地域にとっても大いに参考となると感じた。



(様式1) 市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証状

会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児 様

下記のとおり、政務活動のため、令和7年8月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和7年8月9日

会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児

申請額 15,318円

氏名 湖東 秀隆

申請額内訳	調査研究費	15,318円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	
-------	-------	---------	-----	--	-----	--	-----	--	--------	--	-----	--

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		有料道路		駐車場		タクシー		備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額			
1	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
3	地域要望に関する調査	於呂～平口～於呂	調査	16	592							
4	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
5	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
12	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
13	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
14	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
15	地域要望に関する調査	於呂～旭町～於呂	調査	38	1,406							
19	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
21	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
22	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
28	地域要望に関する調査	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
合計				414	15,318							

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

109

(様式1) 市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名 創造浜松・国民民主党浜松

代表者名 森田賢児 様

下記のとおり、政務活動のため、令和 7 年 10 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

申請額 14,578円 氏名 太田 利実保

令和 7 年 11 月 7 日 会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児

申請額内訳 調査研究費 11,618円 研修費 要請・陳情費 広聴費 2,960円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		有料道路		駐車場		備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
8	春野町杉地内災害復旧状況聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
9	公園遊具改修について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
10	当初予算要望について会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
15	阿蔵山企業誘致について聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
20	Jクレジットについて聞き取り	山東～元城町～山東	調査	40	1,480					
27	積志小学校学校事務センター状況調査	山東～積志町～山東	調査	30	1,110					
27	次世代エネルギーセミナー聴講	山東～西塚町～山東	調査	42	1,554					
30	聖隷クリストファー小中学校状況調査	山東～三方原町～山東	調査	42	1,554					
30	文化芸術大学研究成果発表会聴講	山東～中央～山東	調査	40	1,480					
31	意見書について会派協議	山東～元城町～山東	会議	40	1,480					
合 計				394	14,578					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

100

(様式1) 市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児 様

下記のとおり、政務活動のため、令和 7 年 10 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

申請額 19,314円 氏名 湖東 秀隆

会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児

令和 7 年 11 月 12 日

申請額内訳	調査研究費	19,314円	研修費		広報費		広聴費		要請・陳情費		会議費	
-------	-------	---------	-----	--	-----	--	-----	--	--------	--	-----	--

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		有料道路		駐車場		備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
2	有害鳥獣に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
5	幹線道路改修(落石)に関する事項	於呂～大平～於呂	調査	20	740					
7	幹線道路整備に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
8	都市計画道路に関する事項	於呂～貴布祢～於呂	調査	14	518					浜名区役所
9	地域功労に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
10	県による農地整備事業に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
11	県による農地整備事業に関する事項	於呂～大平～於呂	調査	20	740					
11	引佐地区住民と伝統文化に関する事項	於呂～引佐～於呂	調査	34	1,258					
15	小河川改修に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
16	SDG'sに関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
20	部活動の地域展開について	於呂～中央～元城～於呂	調査	37	1,369					教育委員会
21	道路整備計画について	於呂～貴布祢～元城～於呂	調査	36	1,332					浜名区役所・本庁
23	地域商業活性化について	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
24	大平地区農業基盤整備事業について	於呂～中央～元城～於呂	調査	37	1,369					
27	ふるさと納税について	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
29	障害者自立支援施策について	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
	合計			522	19,314					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

(様式1) 市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児 様

下記のとおり、政務活動のため、令和 7 年 11 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 7 年 12 月 19 日 会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児

申請額 12,247円 氏名 湖東 秀隆

申請額内訳 調査研究費 12,247円 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情費 会議費

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		有料道路料		駐車場		タクシー		備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額			
3	地域イベントに関する事項	於呂～二俣～於呂	調査	8	296							
4	障害福祉に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
5	兼農地整備事業に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
6	スポーツ施設整備に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
9	地域イベントに関する事項	於呂～引佐～於呂	調査	32	1,184							
11	不登校児童に関する事項	於呂～中央～元城～於呂	調査	37	1,369							
16	地域イベントに関する事項	於呂～犬居～於呂	調査	38	1,406							
17	地域商業に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
19	障害福祉に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
25	障害福祉に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332							
合計				331	12,247							

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給

(様式6)

旅 費 支 払 証 明 書																						
出張年月日	令和8年 2月 9日 ~ 令和8年 2月10日																					
出張先(目的)	川崎市、前橋市																					
出張者氏名	森田賢児	太田利実保	関イチロー	湖東秀隆																		
	遠山将吾																					
旅 費 額 内 訳																						
項 目	金 額	備 考																				
交通費	137,200円	詳細は下記および別紙添付 ⑨																				
日 当	15,000円	@ 1,500円×5人×2日 ⑪																				
宿泊費	74,000円	@ 14,800円×5人×1泊 ⑩																				
	円																					
	円																					
合 計	226,200円																					
<table border="1"><tr><td>金 額</td><td></td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>6</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>					金 額		百	拾	万	千	百	拾	円				2	2	6	2	0	0
金 額		百	拾	万	千	百	拾	円														
			2	2	6	2	0	0														
上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。																						
令和8年 2月 27日																						
会 派 名 浜松市議会創造浜松、国民民主党浜松																						
代 表 者 森田 賢児																						
<詳細>																						

<別紙 領収書添付欄 1>

9

領収証 RECEIPT

令和8年2月9日

浜松市議会 会派創造浜松・国民民主党浜松 様

下記の金額、正に領収しました。

¥137,200-

但 JR代・旅行取扱手数料



(株)東海トラベル

〒432-8036 静岡県浜松市東区東伊場2-9-16

TEL 053-456-3550

FAX 053-454-3374

登録番号:T7080401003

担当

御 見 積 書

浜松市議会 会派創造浜松・国民民主党浜松 様 令和7年12月16日

ご出発日 2026年 2月 09日 (月)

ご帰着日 2026年 2月 10日 (火)

行先/主要観光地

行政視察

	項目	単価	税金	数	金額	摘要
共通経費					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
個人経費					0	
					0	
	JR代	26,340	込	5	131,700	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
	旅行取扱手数料	1,100	込	5	5,500	
					0	
お一人当たり合計 (算出人員 1 / 5 名) @					27,440	総計 137,200

〔ご案内〕 1. 当社は天災地変、同業関係その他不可抗力の事由、お客様の公序良俗に反する行為、運輸、宿泊など当社以外の事由による損害損失は責任を負いません。

2. この見積書は提出日を基準としておりますので、各種交通機関などの運賃、料金その他の料金改正などにより変更される場合があります。

◎お 取 消 料

- 出発の30日前以降3日前まで 旅行代金の 20%
- 出発日の前々日及び前日お一人 旅行代金の 30%
- 旅行開始日当日 旅行代金の 50%
- 旅行開始後及び無連絡不参加お一人 旅費全額

(注) ご旅行中お客様自身または見物品に対して蒙られた損害の内、それが天災・火災・陸海空における不慮の災害・政府公共団体の指令・政変・ストライキ・暴動・空賊・戦争・流行病・騒音・税関規制など不可抗力の事由による場合、盗難・暴行・詐欺・疾病・傷害など当社の責任外の事故による場合、及びお客様が法令若しくは公序良俗に反する行為を行った為に生じた場合については、当社はその損害賠償の責任を負いかねますので予めご了承下さい。

(株) 東海トラベル
 〒432-8036
 静岡県浜松市中区東伊場2-9-16
 TEL:053-456-3550
 FAX:053-454-3374

総合旅行業務取扱管理者:

担当: XXXXXXXXXX

(様式8)

令和7年12月12日

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松
代表者 会長 森田 賢児 様

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松
氏名 会長 森田 賢児

出張届

下記により、政務活動のため、出張することになりましたので届け出ます。

記

- 出張者
森田賢児 太田利実保 関イチロー 湖東秀隆 遠山将吾
- 期間及び出張先
2月 9日(月) 川崎市
10日(火) 前橋市
- 目的
川崎市 川崎臨海部しごとスタイルプログラム
前橋市 めぶく。プラットフォーム前橋について
～地域人材の育成・定着に向けた産学官連携基盤推進業議会～

視察依頼書送付願




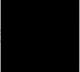

令和7年 12月12日

浜松市議会議長 様

会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松
代表者氏名 会長 森田 賢児

上記のとおり、所属議員が政務活動のため、出張することになりましたので、視察先あての視察依頼書の送付をお願いします。

(様式 10)

令和8年 2月26日提出	
(あて先) 会派名 浜松市議会創造浜松・国民民主党浜松 代表者 森田 賢児	
報 告 書	
出張年月日	令和8年 2月 9日 (月) ~ 令和8年 2月10日 (火)
出張先	川崎市、前橋市
出張の理由	川崎市 川崎臨海部しごとスタイルプログラム 前橋市 めぶく。プラットフォーム前橋について ～地域人材の育成・定着に向けた産学官連携基盤推進業議会～
出張者 氏名印	森田賢児  太田利実保  関イチロー  湖東秀隆  遠山将吾 
(出張の類末)	
(備考)	

行政視察報告書

報告者：森田 賢児

日 時：令和8年2月9日
場 所：神奈川県川崎市
視察事項：川崎臨海部しごとスタイルプログラム事業に
ついて
出席者：森田賢児 太田利実保 遠山将吾
潮東秀隆 関イチロー



- ・あくまで、市民に知られていない・関心をもたれていない課題意識からなる PR 事業。それに付随する形で、人材育成・地域定着が行われている
- ・予算は 200 万円。当局の事務方が実質 1 人で回している。最初の 3 年間は試行期間。現在 5 年目である。
- ・実際に就職したのは 5 年間で数名程度に留まる。
- ・教育委員会も関わっているが、この事業に対する理解や姿勢は、教職員間で温度差がある。また教育現場の負担にならぬよう留意している。
- ・臨海部には 2800 社もの企業が集積しており、そこで働く人は 71000 人に上る。他方、当該事業に参画する企業数は令和 7 年度までに 21 社である。

<考察>

まず、市民の関心が乏しいとのことであるが、企業と地域の関りがどの程度なのかも気になるところである。後に調べたところ、少なからず中小企業もあるとのことだが、やはり大企業の集積が顕著である。地域や行政との関りが希薄だとすれば、当該エリアはあくまで「働くエリア」としてすみ分けられているのも一因ではないかと推察する。とは言えども、仕事のないところに人は来ないのは間違いなく、これまで川崎市の発展を牽引してきた当該エリアは今後も重要拠点であることに変わりない。

立地的条件や価値観の多様化など、若者の職業の選択肢は多岐に渡ると思うが、技術系・工業系が再注目されることになればチャンスが再度訪れることも考えられる。現に、AI 等の進展で、ホワイトカラーとブルーカラーが入れ替わるとも言われている。その過程では、人手不足もより進行することから、行政・企業の一体的かつ短期的・中期的・長期的な取り組みが必要である。

行政視察報告書

報告者：森田 賢児

日 時：令和 8 年 2 月 10 日

場 所：群馬県前橋市

視察事項：めぶく。プラットフォーム前橋について

出席者：森田賢児 太田利実保 速山将吾

潮東秀隆 関イチロー



- ・プラットフォームの位置付けは、明確に「地域人材の育成・定着」としている。
- ・プラットフォームは、産・学・官となっているものの、産は商工会議所のみ、大学が中心となっている。これだけでは手薄な印象を持ったが、実際のところは企業が直接的に大学や高校、学生と繋がっており、独自でセミナー等を開催しているため、企業がプラットフォームに入る必要性が乏しくなっている。
- ・前橋で、学ぶ・働く・生きるとテーマが3つに分かれ、大学の活性化や学生の定着、人材育成に取り組んでいる。確かに地域との心理的な関与は持たせられるものの、やはり東京へ出ていきやすい立地条件は転出超過の大きな要因である。
- ・県都まえばし創生プランにおける KPI では 20～24 歳の市外転出超過数 436 人(2023 年)を 120 人(2027 年)としているが、現状の数字についても住所変更をせずに転出している人の数はカウントされていないとのこと。
- ・もっとも、プラットフォームの領域として、市域より県域が望ましいと感じている

<考察>

人口を確保したい・定着させたい行政と、多様な価値観・選択肢から生き方を選択する若者、そして、どこへでもすぐに行ける社会インフラや都市機能の違い、需要と供給で考えてもこれらを全て合わせることは、やはり困難である。

若者の生活設計として市内か市外かの選択肢になった時点において、すでに難しいのが実態と考えられる。本来は、その前から、小学生ぐらいからの地域教育が重要である。1度は出て行ったとしても、地域を愛する気持ちがあれば帰って来てくれる。その素地も必要である。いずれにしても、若者の選択を強制することはできないため、当面は全方位的な取り組みを進める他ないと考える。

1 視察先：川崎市『川崎臨海部しごとスタイルプログラム事業』
前橋市『めぶく。プラットフォーム前橋』

2 視察日：令和8年2月9日（月）～10日（火）

3 視察目的

近年の人手不足は全国的な課題であり、特に建設、医療・介護、運輸・物流など現場で働くエッセンシャルな分野で著しい。仕事はあるが人手がなくて廃業を余儀なくされることも珍しくなく、各企業・事業所は人手不足を補うため、合同セミナーの開催や大学や高校への働きかけを強めている。中には外国人材に頼らざるを得ないという業種もある。

各地方自治体においては、地元企業と連携し地元の若者に対しPR施策を行なっているものの、若者の首都圏への流出は相変わらずであり、自治体ができることには限界があるというのが実態である。

浜松市は製造業を中心とした工業都市であり、世界に名だたる企業が多いが、そこによら下がる中小零細企業は3万社を超える。川崎市は同様に臨海工業地帯を有しており、働く場としての魅力を再定義し若者に選ばれる地域づくりを進めている。その取り組みを調査し本市施策への活用可能性を見出したい。

また、前橋市は、行政、商工会議所、大学等が連携し、地域人材の育成・定着を目指すプラットフォームをつくり、産業界・教育界・行政が地域の課題を共有している。人材育成・定着にとどまらず、人口減少問題といった大きな課題解決の一環を成している状況を調査することとする。

4 視察内容

(1) 川崎臨海部しごとスタイルプログラム事業

(川崎市臨海部国際戦略本部臨海部企業連携担当：三原課長、布川係長)

・川崎臨海部は多くの工場や発電所が立地している産業拠点であるが、企業対企業の会社がほとんどで、市民への馴染みが薄い。そのため、次代の川崎を担う若い世代の川崎臨海部への認知度向上を目指し、工業課を有する唯一の市立高校である川崎総合科学高等学校において、学年集会・授業時間を活用し、川崎臨海部への深い理解度、さらには、シビックプライドの情勢につなげることを目的としている。

・プログラムの概要は、1年生には市職員による臨海部のPRと立地企業の紹介、企業がブース出店しての説明、見学・体験ツアー、2年生になると希望者が興味のある企業でインターンを行う。

・令和7年度の参加企業は21社、令和3年の事業開始時の11社から徐々に参加企業数は

増えている。参加企業は旭化成、味の素、JERA 火力発電所、東京電力など錚々たる顔ぶれである。ちなみに臨海部に存在する企業は 2,800 社、71,000 人が働く。

・担当者曰く、この事業は当初、高校からの依頼に基づいて企画したという。だが、当時の教員が異動してしまったことや、工業高校とはいえ進学率が高まっていることなどから、高校生たちにどれほど臨海部の魅力が伝わっているかは数字としては表れていない。

・KPI に臨海部への就職数はカウントしていないが、臨海部への就職は年間数人にとどまっている。事業の改善を図る努力を毎年行っているものの、東京に近接し、臨海部に行くよりも東京へのアクセスが良いこと（臨海部へは鉄道アクセスがない）は大きな課題である。また、若者の傾向として、東京への就職がステータスであるという根本的な考え方を変えることはなかなか困難なことである。

(2) めぶく。プラットフォーム前橋

（前橋市未来創造部政策推進課スマートシティ推進係：三吉係長、関口主任）

・地方自治体の共通課題である人口減少の中で、前橋市も若者の地元就学・就職、創業・事業承継、雇用の確保など、地域の将来を支える人材をどのように育成し、定着させていくかは喫緊の課題。このプラットフォームは、地域人材の育成・定着をテーマに、産業界・教育界・行政が、地域の課題を共有し、各々の役割や立場を超えてお互いの強みや経営資源を持ち寄りながら課題解決に取り組むことを目的としている。

・プラットフォームの構成団体は、商工会議所、市内の 5 大学、県内の 25 を超える専門学校連合会及び市である。取り組みの方向性は、大学の活性化・魅力向上により「前橋で学ぶ」、市内企業への就職促進・定着により「前橋で働く」、シニア人材を含めリカレント教育などの人材育成により「前橋で生きる」をコンセプトとしている。

・2018 年度に発足し、2019 年度から 23 年度までの中長期計画を策定、取り組みを進めてきたがコロナ禍により計画が頓挫してしまった。23 年度以降は、ビジネススクール、合同 FD/SD 研修、共同公開講座の 3 本柱で取り組みを始めることとした。

・ビジネススクールは次世代の経営層の育成を目指し、複眼的かつ複層的な学びのリカレントスクールで、企業人仲間のネットワーク構築も狙いの一つ。FD/SD（大学の教員と職員）研修は大学教育の質向上や運営の資質向上を目指すもの。共同公開講座はプラットフォームに参加する大学の講師による中高生向けの講座で、市内大学進学のかっかけづくりが目的。

・その他、県の奨学金返還支援制度の PR、合同進学相談会・セミナー、高校生への体験型企業説明会なども実施しているとのことであった。

5 視察を終えた感想、意見

・人材育成・定着に向けては、小中学生を対象とした職業体験、高校生への職場見学、大学生へのインターンシップ情報の提供、中小企業の採用活動支援、首都圏大学生と市内企業のマッチング、女性を対象としたセミナー等々、浜松市においても市内企業への就職を促す施

策は雇用労政部門において様々な形で行われている。

・今回視察した川崎市は臨海部というエリアに限定してのもの、前橋市は人材育成・定着をテーマにしたプラットフォームを組織しているというもので、直接的な就職、雇用施策ではない。川崎市は、東京に近接し、若者の地元就職離れとは無縁であると思っていたが、実際は東京への就職が多く地元就職が課題となっていることが分かり意外であった。前橋市は地方中核都市であり、若者の首都圏流出が本市と同様に課題となっている。

・川崎市の事業は臨海部の魅力を若者に伝えること、前橋市は地域人材の育成・定着を旨とするもので、KPIとして地元就職率などを示すものはない。それぞれの産業部門では別途本市同様に施策を実施しているものと思われるが、今回視察した事業は地元への定着に向けた間接的な事業であり、評価を示す具体的ものはない。

・職業選択の自由、住むところも自由であって、地元への定着を強制できるものではない中で、地方自治体の施策の困難さを垣間見ることができた。しかし、両事業とも地道な事業であり若者の心に地域の魅力や地域で働くことの大切さを伝えるものとして重要な役割を担っているものと思う。川崎臨海部の例を本市に置き換えれば、例えば都田テクノなどこれまで開発してきた工業団地のエリアごとにPRしていくことも可能であろう。前橋市のプラットフォームは大学を中心にしたもので、本市においても市内大学との連携事業を進めており、その発展形としてのプラットフォームづくりも一考である。

・人手不足が著しい建設業、医療・介護、運輸、一次産業等、現場で働くエッセンシャルな人材がいかにかに地元で定着してもらうかは大きな課題であり、地方自治体の努力だけでは限界があるのかもしれない。ホワイトカラーだけでは社会は回っていかない。東京一極集中が続けば地方は衰退し国の持続も危うい。国の施策、将来ビジョンを明確に示し、子供を産み育てることの喜びや地域で地道に働けば不安なく暮らしていくことができる社会へと転換していくことの重要性を改めて感じた視察であった。

会派視察 報告

創造浜松・国民民主党浜松：関 イチロー

日程：令和8年 2月 9日(月)～10日(火)

【第1日目】

視察先：川崎市役所

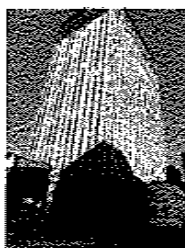
視察項目：川崎臨海部PR推進事業

「川崎臨海部しごとスタイルプログラム」について

説明者：三原 ^{よしひろ} 宜輝 臨海部国際戦略本部 事業推進部 臨海部企業連携担当

課長

布川 慎哉 担当係長



令和8年6月発竣工：地下2階、地上25階、高さ：111.62m、屋上庭園、回廊デッキあり 左：三原 担当課長

いただいた資料には、『川崎臨海部PR事業』とある。

その背景として

- ① 企業から活動拠点として選ばれ続けるとともに、市民から誇りに思われるエリアであることが重要
- ② その為に、臨海部の強みや特徴を捉えたエリア像を広く浸透させ、認知度・理解度の向上を図る必要がある。

解決したい課題として

- ① 臨海部企業と市民の接点が少なく、エリア像や企業活動が知られていない。
- ② 市民が臨海部に抱くイメージの転換が必要。

そして、事業の目的としては

- ① 市民生活を支えている(税収を念頭に置いているようだ)コンビナートを形

成する主な企業との交流を通じて、若い世代の認知度向上を図る。

- ② 工業科を有する市立川崎総合科学高等学校において、学年集会・授業時間を通じ、川崎臨海部の深い理解度、更には、シビックプライドの醸成につなげる。

そのマッチングを、川崎市臨海国際戦略本部と川崎市教育委員会が務めるとしている。この事業は、学校側からの依頼で始まったとのこと、予算額は200万円である。

川崎市の発展は

- ① 企業が事業活動を行って、産業集積する
- ② 雇用が生まれる
- ③ そこに居住し、生活をする
- ④ 移動に必要な交通手段ができ、商店ができる

そのサイクルで川崎市は発展をしてきたとしている。

そして『企業による事業活動』と『人が住むこと』の2点が維持・持続することで固定資産税、法人税・個人市民税などの税収が生まれ、道路、教育、福祉、文化、スポーツなどの財源になる。」と記されている。正論ではあるが、事業説明資料にここまでストレートに書いてあるのは初見である

この市立川崎総合科学高等学校でのプログラムの流れは

- ① 1年生向けオリエンテーション(9月実施)
市職員が臨海部のPRと立地企業の紹介
- ② 1年生向けブース出展プログラム(10月実施)
企業が高校にて生徒へ説明
- ③ 1年生向け見学・体験ツアー(12月実施)
生徒が各社へ訪問
- ④ 2年生インターン(夏休み期間中の実施)
1年次のプログラムを経た生徒のうち希望者が企業活動に参加

令和3年度に11社で開始し、3年間の試行を経て令和6年度に本格実施を行い、その後11社、16社、19社、21社と推移している。(この地域には約2,800社がある)高卒で、数人採用されたと聞いているとのことであった。布川担当課長が一人で行っているとのことであった。

川崎市は、政令市中最も面積(142.96 km²)が少なく、細長い市域であり、エリ

アによって臨海工業地帯、繁華街、超高層マンション街、東京郊外の新興住宅街、多摩丘陵などと多様な面を併せ持つ。東京都へ通勤通学する15歳以上の割合は42.3%(2020年)であり、“川崎都民”が多く、東京のベッドタウンとしての側面が強く、同県の横浜市よりも東京との結びつきが強い。

川崎区の人口密度は5,900人/km²と極端に少ない。(他の6区のうち、5区は10万人以上、1区は8万人弱)

令和5年JFビステールは、東日本製鉄の高炉などを休止した。この土地は、臨海部約2,800haのうちの約400haを占める。この大規模な土地の利用転換として、2028年度に海外から水素を受け入れ、貯蔵し、供給する拠点の開発を進める「先導エリア」で一部土地利用の開始を目指している。これをきっかけに産業を高度化し、国際競争力ある産業拠点にして行こうとしている。

財政力指数は1.02(2022年度)と良好である。

地道な事業活動は必要で、少しずつ成果も出始めているが、川崎総合科学高等学校が対象で、実施の背景や課題にある市民への波及が弱いように感じた。交通のアクセスも限られており、朝夕の渋滞などにより、都心への便の方が数段良好なこともあり、川崎市にとってこのエリアは重要なファクトでありながら、また今後の発展に大きな可能性を見出そうとしている中で、市民の関心を集めることの難しさ、隔靴搔痒感を感じた。

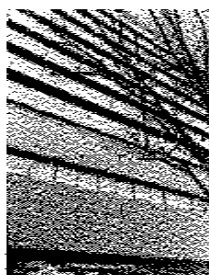
【2日目】

視察先：前橋市役所

視察項目：めぶく。プラットフォーム前橋について

説明者：前橋市 未来創造部 政策推進課 スマート推進係

三吉 希 係長、関口 真望^{まきみ} 主任



前橋市役所



議会棟



背景：前橋市の人口は現在約 33 万人であるが、2060 年には約 23.5 万人まで減少し、高齢化率は 40%まで上昇すると国の推計は見込んでいる。

地域の将来を支える人材をどの様に育成し定着させていくかは、産業・教育界、行政が共通して抱える喫緊の課題である。

目的：このプラットフォームで、「地域人材の育成・定着」をテーマに地域課題を共有し、それぞれの役割や立場を超え、お互いの強みや経営資源を持ち寄りながら課題解決に取り組むとしている。

前橋市には 6 大学(専門学校は 25 校)がある。

連携体制・会議体制として、商工会議所、群馬大学、県立県民健康科学大学、市立前橋工科大学、群馬医療福祉大学(私)、共愛学園前橋国際大学・短期大学部(私)、県専修学校各種学校連合会前橋支部、前橋市で構成された協議会(総会)が年 1 回開催されている。オブザーバーとして、群馬県と厚生労働省群馬労働局が加盟している。その下に、共同事務局会議があり年 4 回の開催、産学官の事務局が年度計画の実施等に向けての協議をしている。更に、個別事業(例えば、めぶくビジネススクール(MBS))の実施に向けた担当者会議が適宜行われている。

今までの経過は、

2018 年：「めぶく。プラットフォーム前橋」発足。

2020 年：「実行」に向けた取組方針の確認。

2024 年：中長期計画が終了し、今後はビジネススクール、合同大学教員・職員の教育・大学運営の向上研修プログラム、共同公開講座の 3 本柱で取組むことを確認

2025 年：第 10 回協議会 → 令和 6 年度の報告、新年度事業計画承認

奨学金返還支援制度説明会及び学生・企業向けアンケートの実施承認

テーマとして

① 前橋で学ぶ【大学活性化】

- ・大学の活性化、魅力向上
- ・高等教育基幹への進学促進

② 前橋で働く【学生定着・U I J】

- ・市内企業への就職促進

・人材の定着

③ 前橋で生きる【人材育成】

・人材の育成

で構成されている。

- ・ めぶくビジネススクール：次・次々世代の経営層(県内従事者、30～50代)の育成を目指し、リーダーにとって、経営にとって複視眼かつ複層的な学びを提供するリカレントスクールであり、知識だけでなく企業人仲間のネットワークを得る機会の創出も目指している。プログラムは4カ月間、定員は15人。R3年度(プレ)：2日講義、10人参加。R4年度：講義日数8日間(次年度以降は同様)、15人、R5年度：13人、R6年度：10人、R7年度：9人。

講師は大学教授である。(大学教授だけ?)

- ・ 共同公開講座：参画大学等の講師がナビゲートする市内中高生向けの大学講座で、無料体験することで、将来の選択肢を考え、市内大学等を進路に考えるきっかけとする。R3年度：11講座、(未集計)。R4年度：11講座、2,712回再生。R5年度：10講座、5,206回再生。R6年度：11講座、4,416講座、R7年度：未実施、学生による大学紹介動画の作成、YouTube、TikTokでの公開を検討しているが、視察時は未実施。

令和7年度80万円の一般財源による運営・事業費である。「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の充当(1/2)、地方交付充当(4割)、実質は24万円であり、協定により産学官で案分。

背景・目的については、まったく指摘の通りであるが、特に前橋市の人口減少少数には驚きが大きい。それでいて体制や経過については、その逼迫さの割には疑問が残る。また、それなりにメニューはあるが、通底するところが薄く、成果指標も心もとない。視察当初の日論見とは乖離した感は否めない。共同公開講座には興味を感じたが・・・

以上

視察報告書

創造浜松・国民民主党浜松

湖東秀隆

川崎市「川崎臨海部しごとスタイルプログラム事業」について

本会派は、神奈川県川崎市が実施する「川崎臨海部 PR 推進事業『川崎臨海部しごとスタイルプログラム事業』」について行政視察を行った。本事業は、川崎臨海部の持続的発展に向け、地域企業の魅力を若い世代へ伝え、地元就労の促進とシビックプライドの醸成を図ることを目的とする取組である。

川崎市最大の産業拠点である川崎臨海部は、これまで日本の高度経済成長を支え、市民生活を下支えしてきたコンビナート群を有するエリアである。現在はカーボンニュートラルコンビナートの実現や大規模な土地利用転換など、いわば「100年に一度」ともいえる大変革期を迎えている。こうした中、企業から選ばれ続ける拠点であると同時に、市民から誇りに思われる地域であることが、今後の持続的発展の鍵であると位置付けられている。

しかしながら、臨海部企業と市民との接点は必ずしも多くなく、エリア像や企業活動が十分に理解されていないという課題がある。また、工業地帯に対する固定的イメージの転換も求められている。そこで本事業では、次代を担う若い世代、とりわけ工業系学科を有する市立高校の生徒を対象に、体系的なキャリア教育プログラムを展開している。

対象校は、市内唯一の工業系市立高校である川崎市立川崎総合科学高等学校である。1年生・2年生を対象に、①2年生インターンシップ、②1年生向けオリエンテーション、③企業によるブース出展型プログラム、④企業見学・体験ツアーという段階的な流れで実施されている。

ブース出展型プログラムでは、企業が学校に出向き、各学科(情報工学科、総合電気科、電子機械科、建設工学科、デザイン科、科学科)の生徒約230名に対し、事業内容や技術、働き方を紹介する。さらに、見学・体験ツアーでは約190名が実際に企業を訪問し、現場を体感する。加えて、希望者は夏季休業中にインターンシップへ参加し、実践的な企業活動に触れる機会を得る。市職員も臨海部のPRや立地企業紹介

を行い、行政・学校・企業が連携した重層的な仕組みとなっている点が特徴的であった。

本事業の本質は、単なる企業説明会ではなく、「地域の産業構造を学び、自らの将来と結び付けて考える教育プログラム」である点にある。企業側にとっては将来の人材確保につながり、生徒にとっては地元産業への理解と誇りの醸成につながる、双方にメリットのある取組であると評価できる。

一方で、首都圏に位置する川崎市においても、大学卒業後は東京都内企業へ就職する傾向が強く、人材確保は容易ではないとの説明があった。これは地方都市においては、なお一層深刻な課題である。

本市浜松市に置き換えれば、自動車・楽器・光技術等の世界的企業群を有しながらも、若年層の市外流出は続いている。地域産業の強みが、必ずしも若者の進路選択に直結していない現状がある。したがって、本市においても以下のような施策を検討すべきと考える。

最初に、工業高校や普通高校と地元企業を結ぶ体系的キャリア教育プログラムの構築である。単発の企業説明会ではなく、学年進行に応じた段階的プログラム(オリエンテーション、校内ブース、企業見学、インターン)を制度化することが重要である。

次に、「産業のまち浜松」というブランドの再定義と発信である。カーボンニュートラルや次世代技術への取組を可視化し、若者が将来性を感じられるストーリーを示す必要がある。

第三に、行政が積極的にコーディネーター機能を担うことである。学校任せ、企業任せにせず、市が産業政策と教育政策を横断的に結びつける体制整備が求められる。

今回の視察を通じ、地域産業のPRは単なる広報施策ではなく、「人材政策」であり「都市の将来戦略」であることを強く認識した。本市においても、地域産業への理解と誇りを育む取組を強化し、若者が地元で働き、暮らし続けたいと思える環境整備を進めるべきである。今後の政策提言に活かしていきたい。

前橋市「めぶく。プラットフォーム前橋 について」

人口減少・少子高齢化が進行する中、地方都市における若者の三大都市圏への流出は深刻な課題となっている。進学や就職を契機に都市部へ転出した若者の多くは、その後も当該地域に居住を続ける傾向が強く、地域産業の担い手不足、事業承継問題、地域活力の低下へと連鎖している。本市・浜松市においても同様の傾向が見られ、将来にわたり持続可能な都市経営を行うためには、「地域人材の育成・定着」を軸とした戦略的な取組が不可欠である。こうした問題意識のもと、産業界・教育界・行政が連携し人材循環の仕組みづくりを進めている前橋市の取組を視察した。

前橋市では、国の将来推計において2060年に人口約23.5万人、高齢化率40%に達する見込みとされている。人口減少の進行は地域経済の縮小のみならず、地域コミュニティの維持や都市機能の持続にも影響を及ぼす。こうした危機感のもと、「地域人材の育成・定着」を共通目標に掲げ、産業界・教育界・行政が垣根を越えて連携する枠組みとして構築されたのが「めぶく。プラットフォーム前橋」である。本プラットフォームは、単なる就職支援施策ではなく、地域課題を共有し、各主体が持つ経営資源や知見を持ち寄り、継続的に課題解決へ取り組む共創型の仕組みである点に特徴がある。

同プラットフォームでは、地域企業と教育機関との接点創出、キャリア教育の充実、若者と地元企業とのマッチング機会の拡充等を通じて、学びと産業を結び付ける取組が行われている。また、創業支援や事業承継の視点も包含し、地域経済の循環を意識した包括的な構造づくりが進められている。特筆すべきは、行政主導型ではなく、各主体が対等な立場で参画し、継続的に議論・実践を重ねる「プラットフォーム型」の運営である。単年度事業に終始せず、長期的視点で人材育成を捉えている点は、本市にとって大いに参考となるものであった。

本市は製造業を中心とする産業集積都市であり、多様な企業群や高等教育機関を有する強みがある。しかしながら、若者の都市部志向や中小企業の人材確保難、事業承継問題など、構造的課題は顕在化している。前橋市の取組を踏まえ、本市においても以下の方向性を検討すべきである。

まずは、産業界・教育界・行政による常設の横断的協議体を構築し、「地域人材の育成・定着」に関する共通ビジョンと成果指標を明確化すること。

次に、中学生・高校生段階から地域産業への理解を深める体系的なキャリア教育を強化し、地元企業との接点を早期に創出すること。

第三に、UIJ ターン促進策を再構築し、都市部在住の本市出身者や関係人口との接続を強化すること。

第四に、創業支援と事業承継支援を一体的に捉え、若手人材の挑戦機会を地域内で循環させる仕組みを整備することである。

人口減少社会における都市間競争は、「企業誘致」や「補助制度」のみならず、「若者から選ばれる都市」であるかどうか重要な指標となる。前橋市の「めぶく。プラットフォーム前橋」は、地域人材を核とした持続可能な都市経営の一つのモデルである。本市においても、部局横断的かつ官民共創型の仕組みへと転換を図り、地域人材の育成・定着を戦略的に推進する必要がある。本視察で得た知見を今後の政策立案に活かし、持続可能な浜松市の実現に資することを提言する。

創造浜松・国民民主党浜松 会派視察報告書

2026年2月9日(月)～10日(火) 川崎市・前橋市

- 1 川崎市 「川崎臨海部しごとスタイルプログラム事業について」
- 2 前橋市 「めぶく。プラットフォーム前橋について」



川崎市役所から

創造浜松・国民民主党浜松 遠山将吾（3期）

1. 川崎市

視察日時 2026年2月9日(月) 13時30分～15時00分

視察場所 川崎市役所

視察目的 川崎臨海部しごとスタイルプログラム事業について

説明者 臨海部国際戦略本部 事業推進部 臨海部企業連携担当課長 三原 宜輝 氏



同係長 布川 慎哉 氏

(1) 視察目的

川崎市臨海部に集積する産業の価値や役割を、次世代を担う若者に伝え、人材育成・定着につなげる取組である「川崎臨海部しごとスタイルプログラム事業（以下、しごスタ）」について、その事業背景、具体的な実施手法、継続性、成果等を把握し、人口減少・若者流出という課題を抱える浜松市における人材育成・キャリア教育施策への示唆を得ることを目的として視察を行った。

(2) 視察概要

川崎市臨海部は、日本有数の工業集積地である一方、BtoB 産業が中心であるため、市民、とりわけ若年層にとっては「身近に感じにくい

産業エリア」となっているという課題を抱えている。

本事業は、そうした課題を背景に、川崎市立総合科学高校の生徒を主な対象として、臨海部立地企業を「就職先として紹介する」のではなく、「働く現場や人を知ってもらう」ことを主眼に企画されたものである。

- 特徴的なのは、単発の企業見学に留まらず、
- 市職員による事前オリエンテーション
 - 企業による学校内ブース出展型説明
 - 臨海部企業の見学・体験ツアー
 - 感想や気づきのフィードバック

といった一連の流れを、学校・企業・行政が連携しながら年間を通して実施している点であ

る。

現在は事業開始から5年目を迎え、当初の試行期間を経て本格実施段階に移行しており、参加企業数も年々増加している。

また、若手社員を前面に出した説明や、多様な職種・キャリアパスの提示など、生徒との心理的距離を縮める工夫も随所に見られた。

(3) 考察・所感

本事業で特に印象的であったのは、「雇用対策」や「進路誘導」を前面に出さず、シビックプライドの醸成と産業理解の深化を軸に据えている点である。

川崎市では、市制100周年という節目を背景に、「自分のまちに雇用があり、その産業が税収や都市機能を支えている」という構造を若者に伝えることを重視しており、これは単なるキャリア教育を超えた都市政策的視点といえる。

また、臨海部がカーボンニュートラル、水素エネルギーなどの分野で大きな転換期を迎える

中、将来を担う人材への早期アプローチを行っている点は、産業政策と人材政策を一体で捉える好事例であると感じた。

一方で、特定の高校に限定した実施であることや、教員の異動による熱量の差、事務局の人的負担の大きさなど、持続性に関する課題も率直に共有された。

しかし、それらを踏まえつつも「規模拡大よりも質の維持」を選択している姿勢は、行政事業としての現実的な判断であり、評価できる点である。

浜松市においても、製造業をはじめとする基幹産業が「身近に見えにくい存在」になりつつある。

高校段階から、就職を前提としない産業理解・都市理解の取組を積み重ねることが、結果として地元回帰や人材定着につながるという視点は、今後の施策検討において大いに参考になると感じた。

2. 前橋市

視察日時 2026年2月10日(火) 10時00分～11時30分

視察場所 前橋市役所

視察目的 めぶく。プラットフォーム前橋について

説明者 未来創造部政策推進課 関口氏

スマートシティ推進部 三吉氏



1) 視察目的

前橋市が推進する産学官連携基盤「めぶく。プラットフォーム前橋」について、地域人材の育成・定着を目的とした組織設計、事業内容、運営体制、課題認識を把握し、浜松市における産学官連携のあり方や人材政策への示唆を得ることを目的として視察を行った。

(2) 視察概要

「めぶく。プラットフォーム前橋」は、2018年に設立された産学官連携組織であり、前橋市内の大学・専門学校、産業界、行政が参画している。

背景には、2060年には人口約23.5万人、高齢化率40%に達するという強い人口減少危機感が

あり、「地域人材の育成・定着」を最重要課題として位置付けている。

主な取組としては、

- めぶく。ビジネススクール（MBS）
- 共同公開講座・YouTube配信
- 奨学金返還支援制度の検討
- 全世代型キャリア教育の構想

などが挙げられる。

また、「めぶく。」という言葉自体が、民間主導で策定された前橋市のまちづくりビジョンに由来しており、行政施策と都市プランディングが運動している点も特徴である。

(3) 考察・所感

本視察を通じて感じたのは、理想と現実の間で

プラットフォームとしての理念や方向性は明確である一方、産業界の主体的参画が十分とは言えず、個別企業と大学が直接連携するケースが多いという課題が率直に共有された。

また、「プラットフォームでやる必要がない事業は載せない」という考え方は、組織を維持するための事業化に陥らない、健全な姿勢であると感じた。

その結果として、派手さはないものの、市内全大学・教育機関へ一斉に情報発信できる基盤としての価値や、意思決定主体が異なる組織同士が「同じ場に集まり続けている」こと自体が、重要な成果となっている。

財政面では決して潤沢とは言えず、赤字を大学側が補填するなど厳しい運営状況も伺えたが、それでも解散せず継続している点に、地域全体としての危機意識の共有がうかがえた。

浜松市においても、大学・企業・行政がそれぞれ個別には優れた取組を行っている一方、それらを横断的につなぐ「場」のあり方は、改めて検討の余地がある。

前橋市の事例は、「万能な連携組織」を目指すのではなく、必要なときに機能する緩やかな基盤としての産学官連携の一つの現実解を示しており、浜松市の人材政策を考える上で多くの示唆を与えるものであった。

(様式1) 市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明

会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児 様

下記のとおり、政務活動のため、令和 8 年 1 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 8 年 2 月 5 日 会派名 創造浜松・国民民主党浜松 代表者名 森田賢児

申請額 14,652円 氏名 湖東 秀隆

申請額内訳 調査研究費 14,652円 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情費 会議費

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		有料道路(区別)		駐車場		備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額	
6	多目的広場建設管理について	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
7	慰霊碑の廃止について	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					忠霊塔・慰霊碑の撤去
9	市道整備に関する事項	於呂～気賀～於呂	調査	32	1,184					北行政センター
15	農業施策に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
20	障がい者施策に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
23	農業施策に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
24	天竜区の活性化に関する事項	於呂～佐久間～於呂	調査	76	2,812					
26	高校生からの市への要望事項について	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					議会事務局
27	農地関係に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
29	道路関係に関する事項	於呂～元城～於呂	調査	36	1,332					
	合計			396	14,652					

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支持

12

研 修 費

6, 142円

令和7年度 政務活動費(費目別内訳)前期分

研修費

月	日	摘要	収入金額	支払金額	累計額	領収書No
5	27	市内及び近接地旅費(4月分)		✓ 1,480	1,480	1
6	18	市内及び近接地旅費(5月分)		✓ 1,480	2,960	2
7	15	市内及び近接地旅費(6月分)		✓ 3,182	6,142	3

研 修 費

1, 4 8 0 円

令和7年度 政務活動費(費目別内訳)後期分

研修費

月	日	摘 要	収入金額	支払金額	累計額	領収書No
10	15	市内及び近接地旅費(8月分)		1,480	1,480	1

